

# 羽 村 市

## 地球温暖化対策地域推進計画

令和 4(2022)年度～令和 13(2031)年度



令和 4 (2022)年 3 月

羽 村 市



## はじめに

地球温暖化は、人々の生活行動や、事業者の事業活動により発生する温室効果ガスが増加することにより引き起こされ、特に、二酸化炭素の影響が最も大きいと言われてい

ます。  
地球温暖化の進行は、生物多様性の低下や作物生産量の減少等、多分野にわたって影響を及ぼすとともに、いままでに経験したことのない豪雨災害が発生し、羽村市においても市民の皆様へ避難指示を発令した令和元年の台風19号による浸水被害は記憶に新しいところです。このような地球温暖化に伴う市民生活等への影響を緩和するため、温室効果ガスの排出を抑制する「脱炭素社会」の実現に向けた行動が求められています。

市では、平成23年に市域の地球温暖化対策を推進していくため、「羽村市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市域から発生する二酸化炭素の排出抑制を図るための取組みを定め、実行してきました。

市の計画策定から10年が経過した今日、国は、地球温暖化の進行状況に鑑み、2050年までに、温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成する「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、また、東京都は、2030年までに、温室効果ガスの排出量について2000年比で半分にする「2030年カーボンハーフ」を表明するなど、地球温暖化対策の強化を図っています。

市においても、国や東京都における対策強化に連動しつつ、市域内の温室効果ガスの発生状況に対応し、地球温暖化対策を加速させるために「羽村市地球温暖化対策地域推進計画」を改定することとしました。

今後は、本計画をもとに、市民、事業者の皆様方と協働し、市域の地球温暖化防止に取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画を策定するにあたり、多くの貴重なご意見やご提言をいただきました羽村市環境審議会委員の皆様をはじめ、本計画の策定にご協力いただきました市民や事業者の皆様へ深く感謝を申し上げます。

令和4年3月

羽村市長 橋本弘山



# 羽 村 市 環 境 方 針

## 1 基本理念

羽村市は、清流多摩川に生まれ、武蔵野の面影が残る水と緑に恵まれたまちです。

この貴重な財産を、より豊かにして未来の市民へと伝えていくためには、市民・事業者・市が一体となって、環境に配慮したまちづくりを進める必要があります。

今日の環境問題は、社会全体で取り組まなければ解決できない課題となっており、地球規模で考え地域から活動していくことが重要です。

このため羽村市は、環境マネジメントシステムを導入することによって、率先して環境問題に取り組んでいきます。

さらに、このシステムにより職員一人ひとりが環境に対する意識を高め、工夫を凝らし、行政サービスの向上に努めていきます。

## 2 基本方針

羽村市は、環境に配慮した事務・事業を推進し、継続的に環境の保全・改善に取り組む、将来の世代へより良い環境を継承します。

- (1) 市の環境保全等に関する計画を推進します。
- (2) 省エネルギー、省資源、リサイクルを推進します。
- (3) 環境に配慮した物品の購入に努めます。
- (4) 環境関連法令を遵守し、汚染の予防に努めます。
- (5) 環境目的・環境目標を定め、定期的に見直しを行い、継続的な改善に努めます。
- (6) 環境方針に沿った活動を継続的に推進するため、職員に対して、環境に関する研修と周知を行うとともに、職員の自発的な環境意識の高揚を図ります。
- (7) 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を公表します。

# 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> . . . . .	1
1 計画の目的及び背景 . . . . .	1
2 地球温暖化対策を巡る動向 . . . . .	2
3 計画の位置付け . . . . .	3
4 計画の対象 . . . . .	4
<b>第2章 地球温暖化の状況</b> . . . . .	6
1 地球温暖化の概要及び気候に及ぼす影響 . . . . .	6
<b>第3章 羽村市の特性</b> . . . . .	11
1 基礎情報 . . . . .	11
2 温室効果ガス排出状況 . . . . .	14
<b>第4章 地球温暖化対策の目標と施策の方向性</b> . . . . .	18
1 基本目標 . . . . .	18
2 削減目標 . . . . .	19
<b>第5章 施策の体系及び推進</b> . . . . .	23
1 施策の体系 . . . . .	23
2 施策の推進 . . . . .	24
<b>第6章 推進体制と進捗管理</b> . . . . .	43
1 推進体制 . . . . .	43
2 進捗管理 . . . . .	45

本文中の☆については、ページ下に用語解説があります。



# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画の目的及び背景

地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず、異常高温や大雨・干ばつの増加等のさまざまな気候の変化を伴う地球規模の課題であり、2015年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じることを目指しています。

我が国では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法という。）において、地方自治体はその区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量削減等のための施策を推進することを求めています。

市では、温対法に基づく「羽村市地球温暖化対策地域推進計画」（以下、本計画という。）を平成23（2011）年3月に策定し、市民、事業者及び市が一体となり、温室効果ガスの排出を抑制する施策を総合的に推進してきました。

その後、東日本大震災とそれに伴う原子力発電所の事故など、地球環境をとりまく情勢や社会情勢の変化に対応するため、平成28年度に本計画の改定を行いました。

本計画の改定後、国においては、令和3（2021）年4月に、2050年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させるカーボンニュートラルに向け「温室効果ガスを2030年度までに2013年度比で46%削減する」という、新たな目標を表明し、東京都においては、令和3（2021）年1月に「温室効果ガスを2030年までに2000年比で50%削減する」という、新たな目標が表明されました。

これら国や東京都の動向を受け、市においてもこれまでに進めてきた取り組みをさらに強化させる必要が生じたことから本計画の改定を行いました。

### キーワード

#### SDGs（エスディーゼーズ）とは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組み、地域レベルでの取り組みも求められています。本計画では、施策とSDGsとの関連性を整理し、計画の推進を図る中で、SDGsのゴールに寄与していきます。



## 2 地球温暖化対策を巡る動向

### (1) 世界的な動向

平成 27(2015)年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で採択された「パリ協定」では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や、「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成することを目指す」といった目標を掲げています。

また、令和 3 (2021) 年に、イギリスのグラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) では、深刻化する地球温暖化の現状を踏まえ、「気候変動の影響は、1.5℃の気温上昇の方が 2℃の気温上昇に比べてはるかに小さいことを認め、気温上昇を 1.5℃に制限するための努力を継続すること」や、「気温上昇を 1.5℃に制限するためには、世界全体の温室効果ガスを迅速、大幅かつ持続可能に削減すること」といった内容をまとめた「グラスゴー気候合意」が採択されました。

### (2) 国の動向

国は、パリ協定に定める目標等を踏まえ、令和 2 (2020) 年に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。

また、令和 3 (2021) 年 5 月に温対法を改正し、2050 年カーボンニュートラルを基本理念として法律に明確に位置付けるとともに、その実現に向けた具体的な方策として、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組みや、企業の排出量情報のデジタル化・オープン化を推進する仕組み等を措置しました。

さらに、同年 10 月には、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための「地球温暖化対策計画」を改定し、地球温暖化の推進に当たっての具体的な取組みとして、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革、3R+Renewable (バイオマス化・再生材利用等)をはじめとするサーキュラーエコノミーや自然生態系による炭素吸収・蓄積という生態系サービスの長期的な発揮を含む自然共生社会への移行等を掲げています。

### (3) 東京都の動向

東京都は、令和元 (2019) 年に平均気温の上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050 年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、実現に向けたビジョンと具体的な取組み等をまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

その後、深刻化する気候危機の状況を踏まえ、令和 3 (2021) 年に都内温室効果ガス排

---

☆サーキュラーエコノミー

活用されていない資源から価値を生み出すこと。

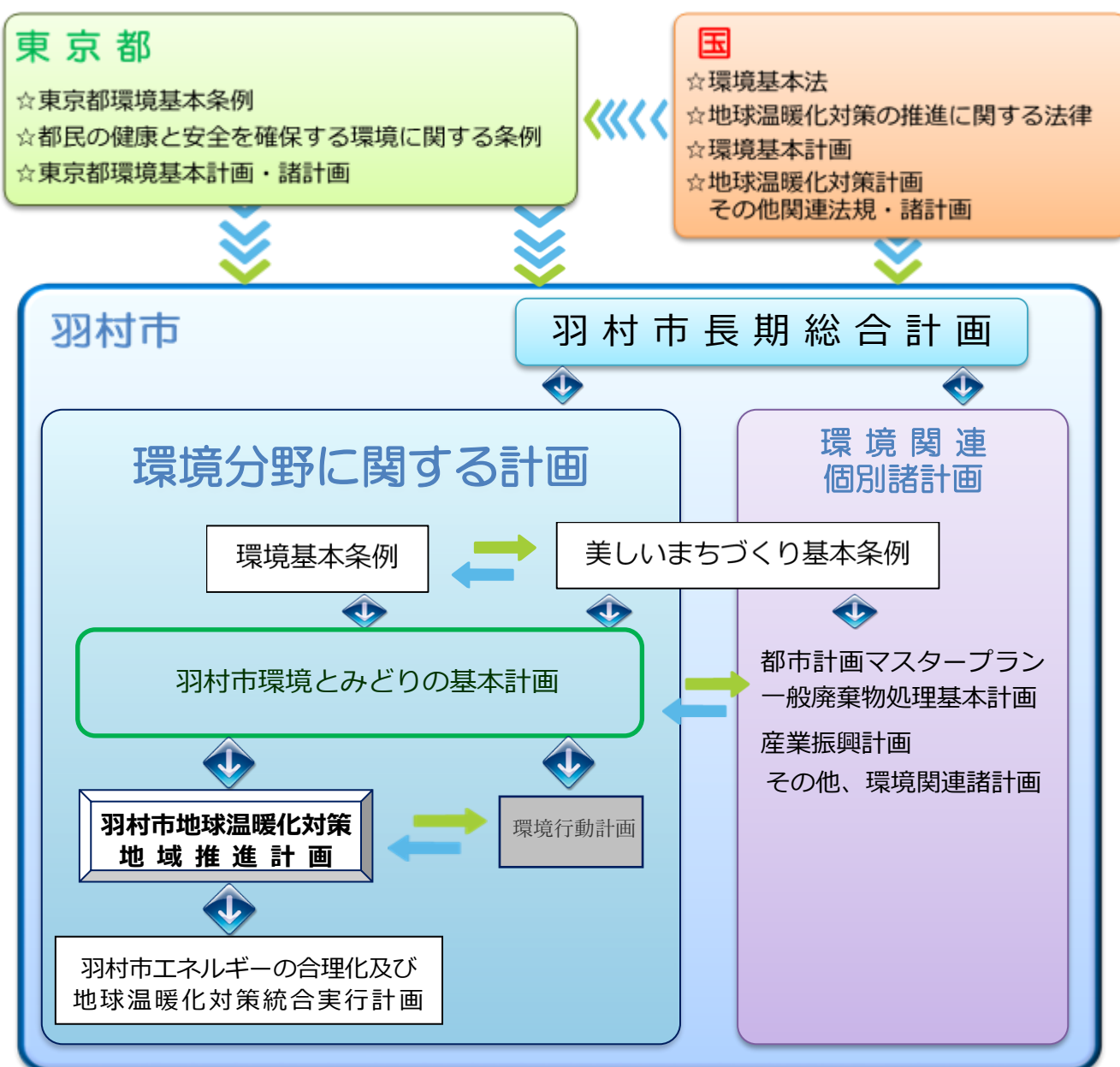
出量を 2030 年までに 2000 年比で 50%削減すること、及び、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%まで高めることを表明しました。

また、2030 年までに二酸化炭素排出量の半減、カーボンハーフを実現させるためには、ビジネス、市民生活、都市づくり等、あらゆる分野の社会経済構造について、脱炭素型への移行が必要であることから、社会変革のビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」を提起するとともに、ゼロエミッション東京戦略を改定し、ビジョンの実現に向けたアプローチや、直ちに加速・強化する取組みを提示しました。

### 3 計画の位置付け

本計画は、国、東京都及び市の地球温暖化対策に資する計画と整合を図り策定したもので、本計画に関連する市の個別の諸計画等は、本計画の内容に配慮するとともに、具体的に展開し、実効性のある計画の推進を図ります。

なお、本計画と他の計画等の関係は以下のとおりです。



## 4 計画の対象

### (1) 対象とする主体

本計画で対象とする主体は、市域に関わるすべての人としています。

市民、在勤者、在学者及び滞在者の行動、事業者及び団体の事業、市の事務事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減する取り組みを対象とします。

### (2) 対象とする地域

本計画の対象地域は、市全域とします。

### (3) 対象とする温室効果ガス

温対法において対象としている温室効果ガスは、下記の7種類です。

地球温暖化対策を進めるためには、これら7種類の温室効果ガスの排出量を削減していくことが必要ですが、温室効果ガスのうち、排出量の約9割を二酸化炭素が占めていることから、本計画においては、主に二酸化炭素について取り扱います。

温室効果ガスの種類	主な排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	燃料・電気の使用、廃棄物の焼却
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行、排水処理、廃棄物の焼却
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行、排水処理、廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	冷凍空気調和機器、プラスチック等の製造
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	アルミニウムの製造、溶剤等としての使用
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	電気機械器具や半導体素子等の製造
三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体素子等の製造

### (4) 温室効果ガスの算定方法

都内市区町村では、共同・連携による地球温暖化対策を推進しており、温室効果ガス排出量の算定においては、都内全市区町村の共通手法である、「オール東京62市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト温室効果ガス排出量算定手法」に基づき算定を行い、共有化を進めています。したがって、本計画内の温室効果ガス排出量やエネルギー消費量については、同プロジェクトにより示された数値を用いることとします。

## (5) 対象部門

本計画は、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門の5部門を対象とします。

部 門		主な排出源
エネルギーの消費に伴う二酸化炭素	産業部門	製造業、建設業、農業のエネルギー消費
	家庭部門	家庭での電気、ガス、灯油などのエネルギー消費
	業務部門	産業部門、運輸部門に属さない企業・法人の事業活動
	運輸部門	個人や事業者の自動車利用、鉄道による輸送・運搬
廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素	廃棄物部門	石油から生成されたビニール、プラスチック、合成繊維などの一般廃棄物

※部門の分類は、「オール東京 62 市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト温室効果ガス排出量算定手法」に基づいています。

## (6) 計画期間・基準年度

本計画の期間は、長期的な視点から施策を推進する必要があることから、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とし、社会・経済情勢の大きな変化や国・東京都における方針の転換等、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとします。また、計画の基準年度は、令和3(2021)年10月に策定された国の地球温暖化対策計画と整合を図るため、平成25(2013)年度とします。

## 第2章 地球温暖化の状況

### 1 地球温暖化の概要及び気候に及ぼす影響

#### (1) 地球温暖化の概要

地球は、太陽からの熱が海や陸に届き暖められる一方、暖められた熱の一部は宇宙に放出されます。その放出される熱の一部を吸収し、宇宙に逃げ過ぎないようにしているものが「温室効果ガス」です。

温室効果ガスが無いと、太陽の熱が宇宙に逃げてしまうことから、温室効果ガスの存在が地球を暖かく保つ役割を果たし、多くの生物や植物が住みやすい環境を作り出しています。

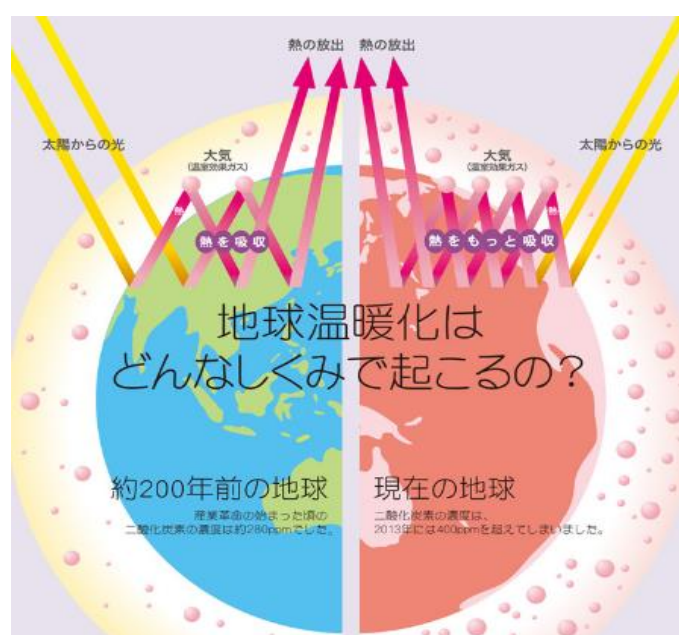
しかし、温室効果ガスが増えすぎると、地球上の熱が宇宙に放出されず、蓄積されるため、気温が上昇したり、地球全体の気候が変化することになり、この現象が地球温暖化です。

温室効果ガスは、大気中にある二酸化炭素、メタン等であり、このうち約9割を占める二酸化炭素は、18世紀の産業革命以降、石炭や石油等の化石燃料の大量消費により、急激に排出量が増え始め、地球温暖化を引き起こす、主な原因と考えられています。

特に、20世紀の100年間は、温暖化が急激に進みました。

国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が令和3（2021）年に発表した第6次報告書によると、気温の将来予測について、21世紀半ばに実質二酸化炭素排出ゼロが実現する最善シナリオにおいても、2021年～2040年平均の気温上昇は、産業革命前と比べて1.5℃に達する可能性があるとしています。

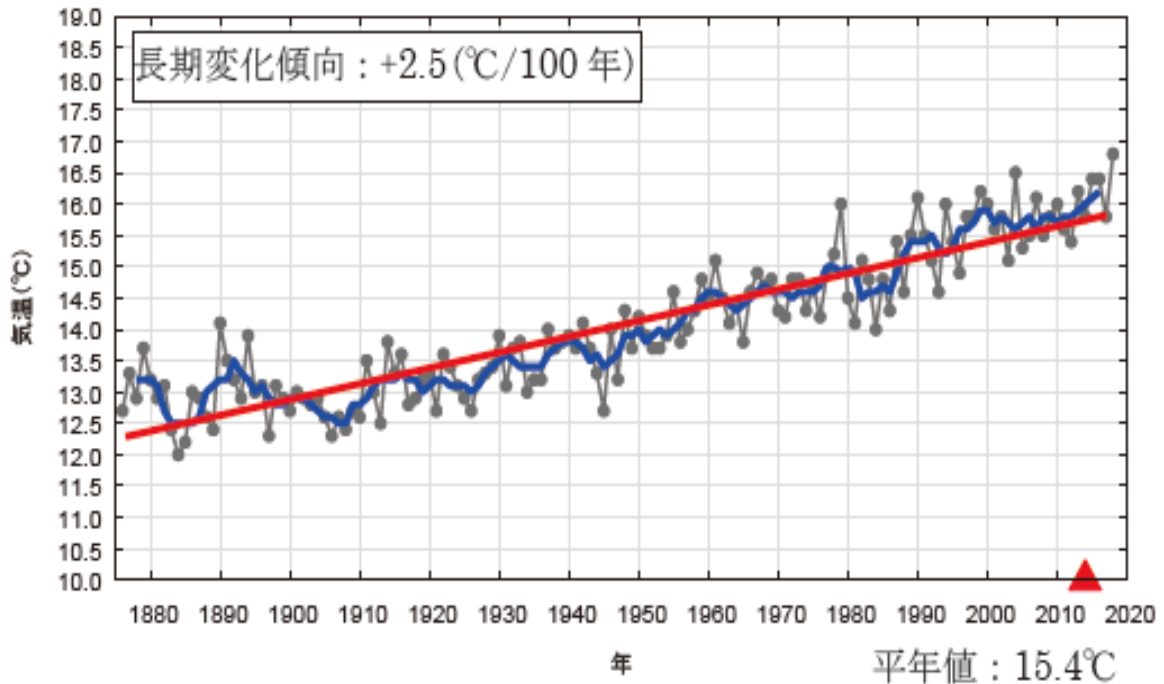
地球温暖化が進行すると、このような気温上昇に加え、短時間豪雨の増加など、気候変動が生じるとともに、豪雨による土砂災害、熱中症患者の増加、農作物被害の増大等、市民生活への影響が懸念されます。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

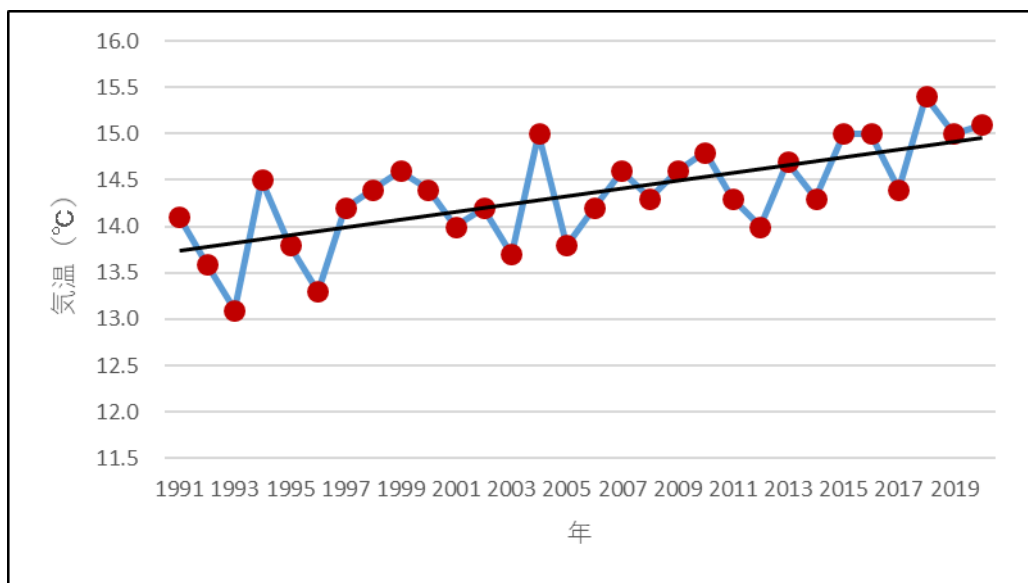
## (2) 年平均気温

東京（千代田区の東京管区気象台）では、年平均気温が、気象台の統計期間（1876年～2018年）における観測値において、100年あたり約2.5℃上昇し、本市（アメダス観測地点〔青梅〕）でも、直近30年（平成3（1991）年～令和2（2020）年）で約1.0℃上昇しています。



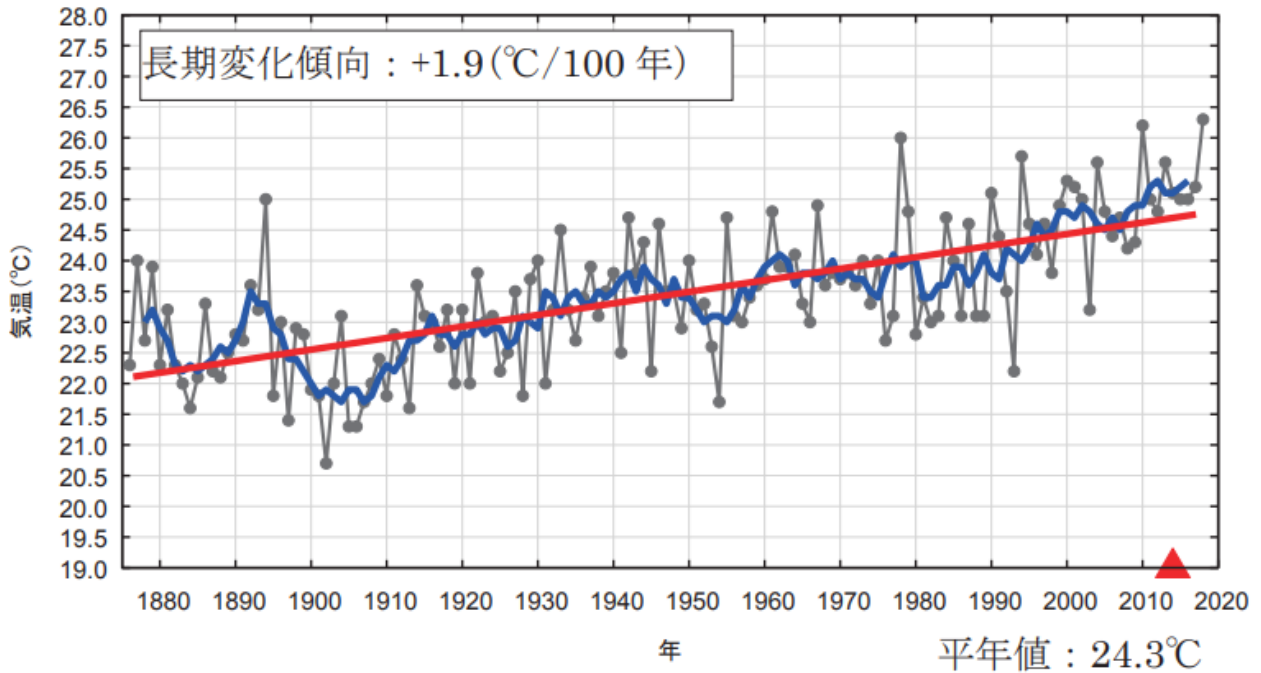
東京管区気象台の年平均気温の経年変化

出典：気候変化レポート2018 ―関東甲信・北陸・東北地方―（東京管区気象台）



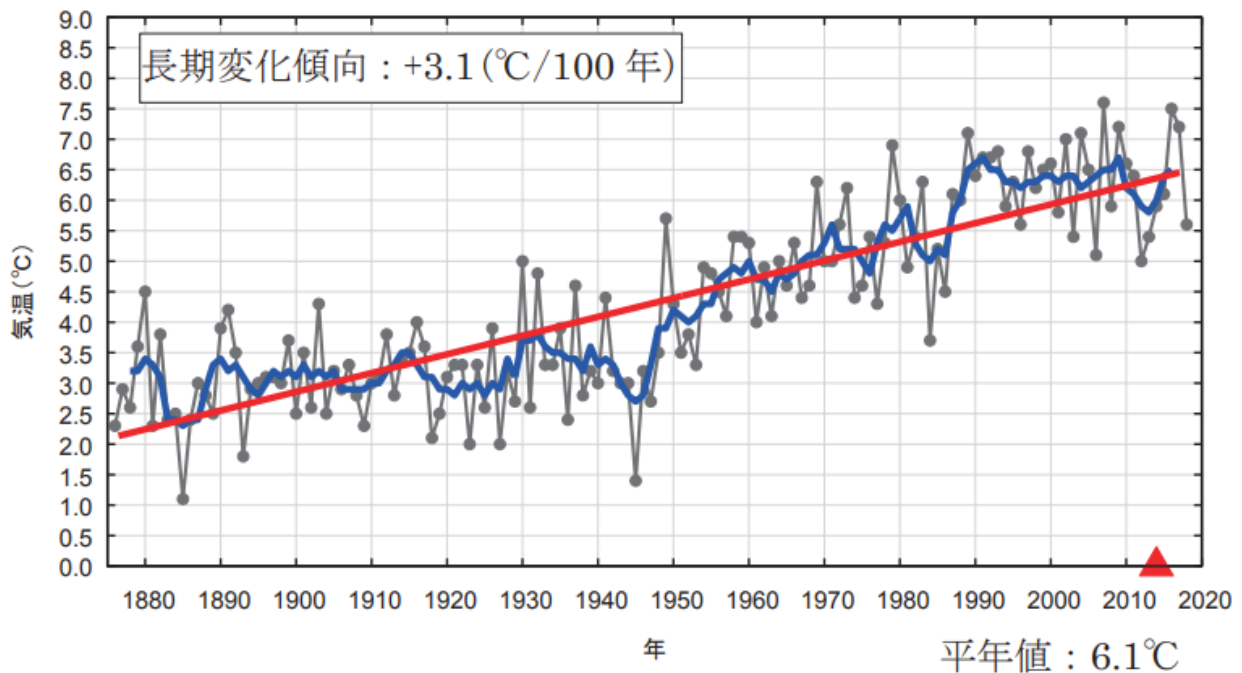
羽村市の年平均気温の経年変化

また、東京における夏及び冬の平均気温の上昇幅を比較すると、夏が100年当たりで約1.9℃上昇している一方、冬は約3.1℃上昇しており、冬の方が上昇幅が大きいものとなっています。



### 夏(6~8月)

東京管区気象台の夏(6~8月)の平均気温の経年変化  
 出典：気候変化レポート2018 ー関東甲信・北陸・東北地方ー(東京管区気象台)



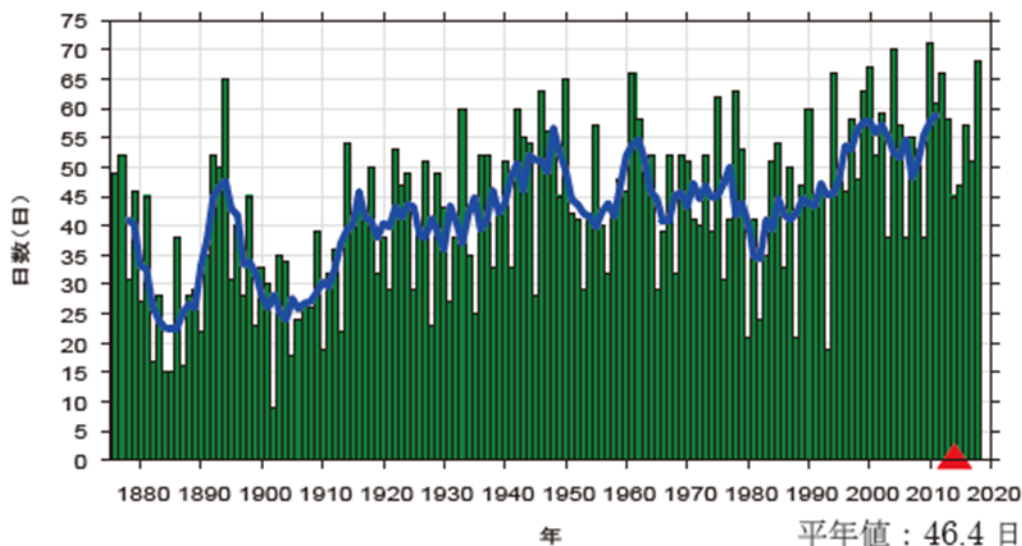
### 冬(12~2月)

東京管区気象台の冬(12~2月)の平均気温の経年変化  
 出典：気候変化レポート2018 ー関東甲信・北陸・東北地方ー(東京管区気象台)

### (3) 真夏日・猛暑日・熱帯夜

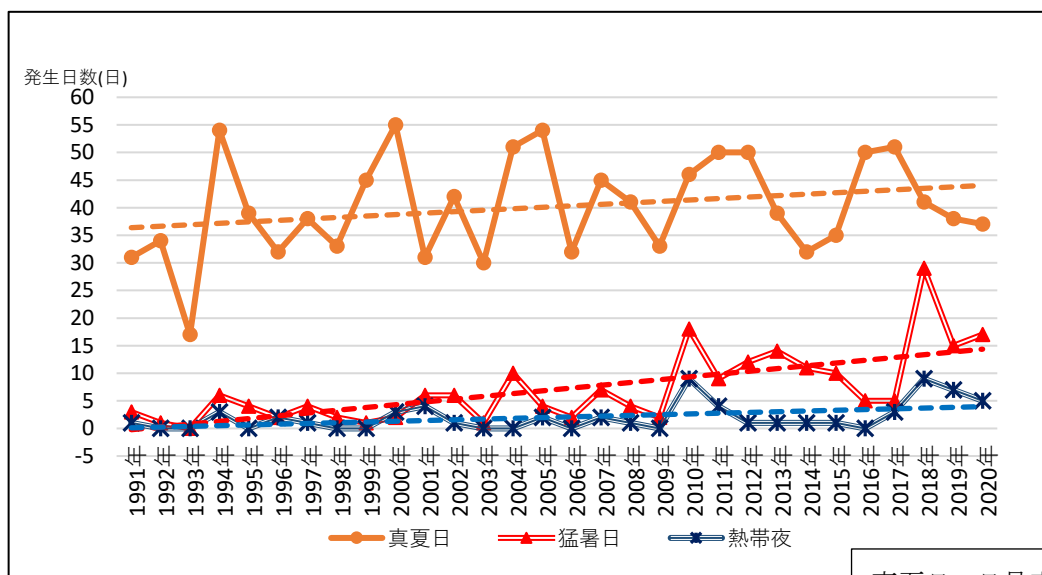
東京では、気象台の統計期間（1876年～2018年）において真夏日の日数の増加傾向が現れ、本市（アメダス観測地点〔青梅〕）でも、平成3（1991）年以降の統計において真夏日の日数の増加傾向が現れています。

また、本市（アメダス観測地点〔青梅〕）における、猛暑日、熱帯夜においても、各々の日数が増加傾向となっています。



東京管区気象台の真夏日日数の経年変化

出典：気候変化レポート2018 ―関東甲信・北陸・東北地方―（東京管区気象台）



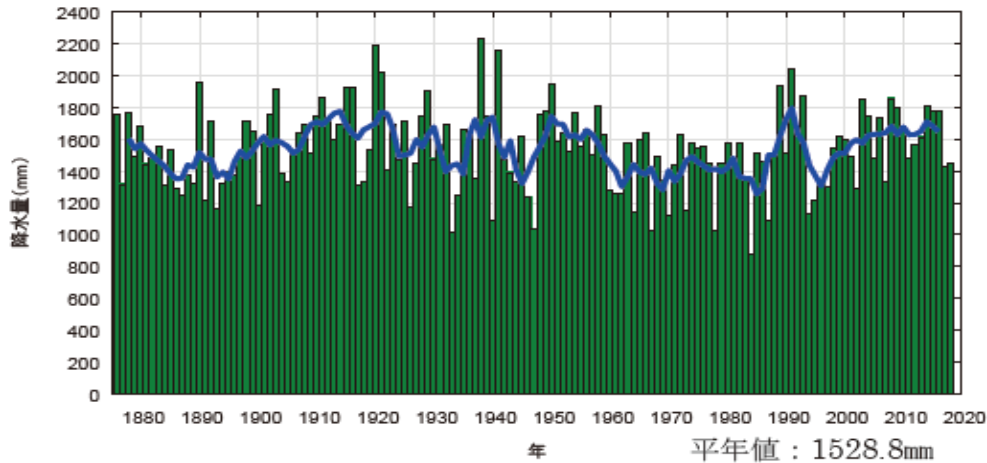
羽村市の真夏日、猛暑日、熱帯夜日数の経年変化

真夏日：日最高気温 30℃以上  
 猛暑日：日最高気温 35℃以上  
 熱帯夜：日最低気温 25℃以上

## (4) 降水量

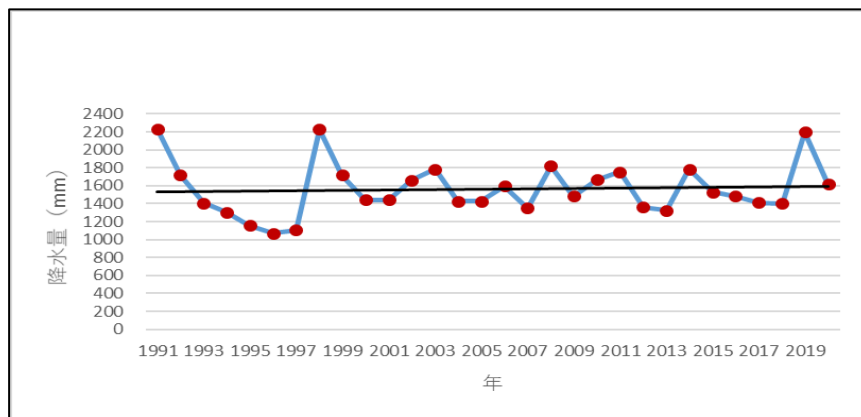
東京及び本市（アメダス観測地点〔青梅〕）の年間降水量は、年による増減が大きく、明確な変化傾向は確認できていません。

一方、気象庁がまとめた全国1,300地点における短時間強雨（1時間50mm以上）の年間発生回数は、増加傾向となっています。

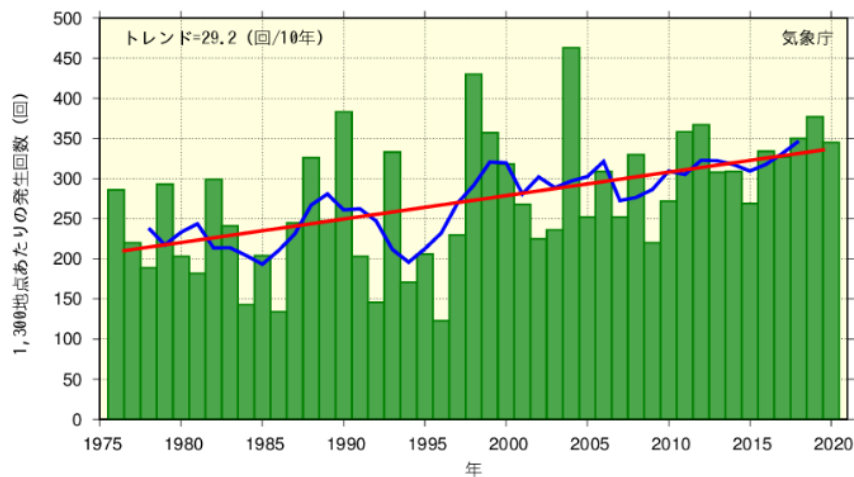


東京管区気象台の年間降水量の経年変化

出典：気候変化レポート2018 ―関東甲信・北陸・東北地方―（東京管区気象台）



羽村市の降水量の経年変化



全国1,300地点における短時間強雨の年間発生回数

出典：気象庁公式サイト

## 第3章 羽村市の特性

### 1 基礎情報

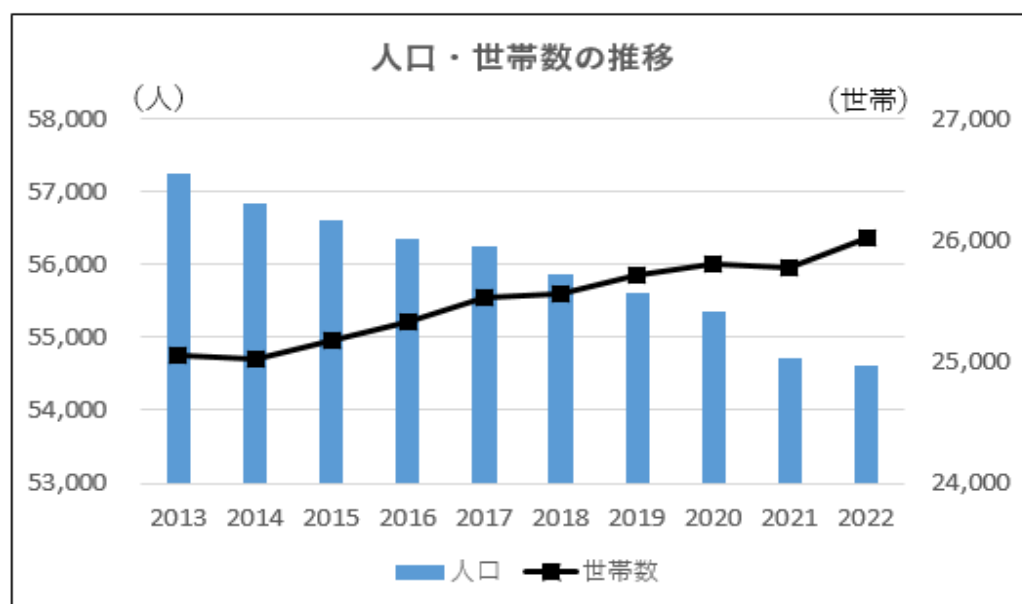
市域の地球温暖化対策を進める上で、温室効果ガスの発生源となる、人口や産業構造の推移等について整理しました。

#### (1) 地理

羽村市は、東京都心から西へ約45キロメートルに位置し、面積は、9.90平方キロメートルです。関東山地東縁の丘陵・山地に接し、市の西端部から南端部にかけて多摩川が流れ、この多摩川を最低地として、北東から南西にかけて数段の階層をなし、また、北西から南東に向かって傾斜しています。

#### (2) 人口・世帯数

市の人口は令和4（2022）年1月1日現在で54,609人、世帯数は26,016世帯です。過去10年間に於ける人口及び世帯数は以下のとおりであり、少子高齢化等の影響により人口は減少傾向にある一方、世帯数は核家族化等の影響により増加傾向にあります。



※羽村市市民生活部市民課「人口統計表」より作成（各年1月1日現在）

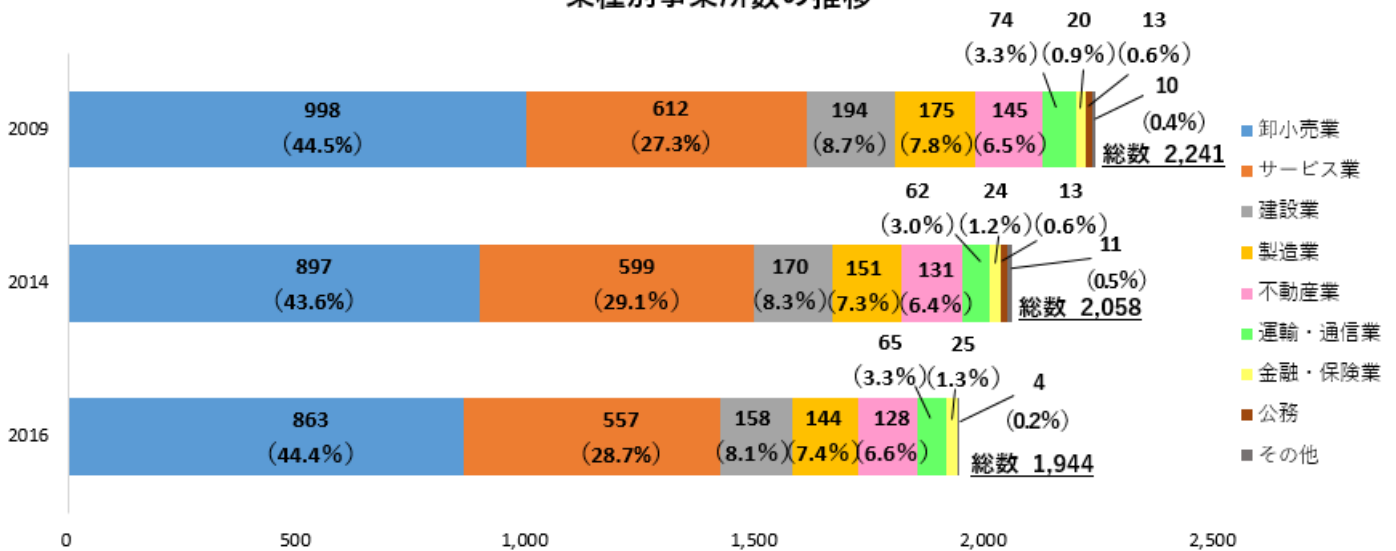
#### (3) 産業構造

##### ① 業種構成の経年変化

市における業種別の事業所数及び従業者数の推移を以下に示します。

事業所数では卸小売業、サービス業の占める割合が高く、従業者数では製造業、サービス業、卸小売業の占める割合が高くなっています。事業所数及び従業者数の各年における業種別構成比に経年で大きな変化は見られません。

### 業種別事業所数の推移

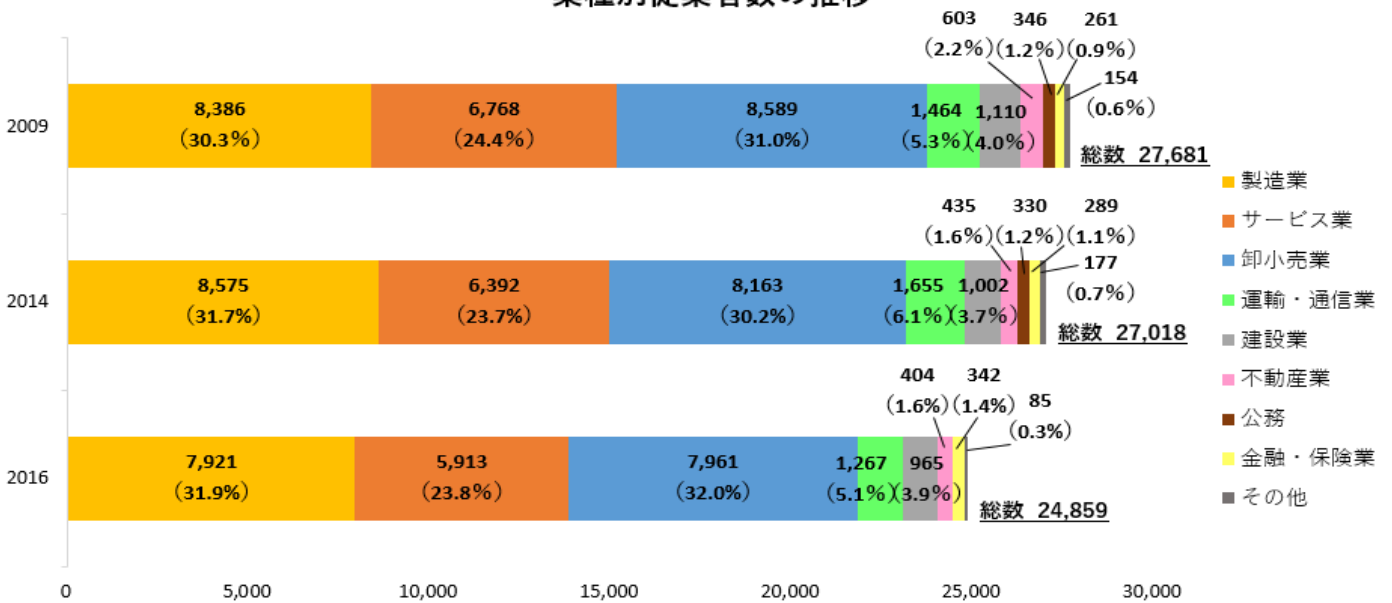


※「統計はむら 令和元年版」より作成

※その他には「農業・林業・漁業」「鉱業・採石業・砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」が含まれるが、それぞれの事業所数は少ないため、「その他」として1つにまとめています。

※平成 28 年度において「公務」に該当する事業所はありませんでした。

### 業種別従業者数の推移



※「統計はむら 令和元年版」より作成

※「業種別事業所数の推移」のグラフに合わせ、「農業・林業・漁業」「鉱業・採石業・砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」を「その他」として1つにまとめています。

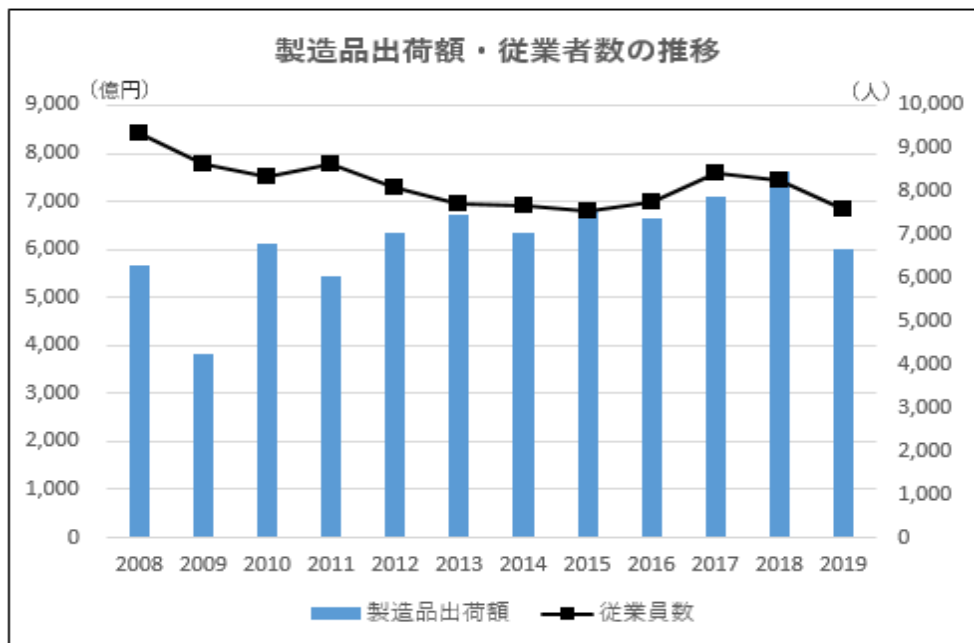
※2016 年度において「公務」に該当する従業者数はありませんでした。

## ② 工業

市における平成 20（2008）年度から令和元（2019）年度までの製造品出荷額及び工業の従業者数の推移を以下に示します。

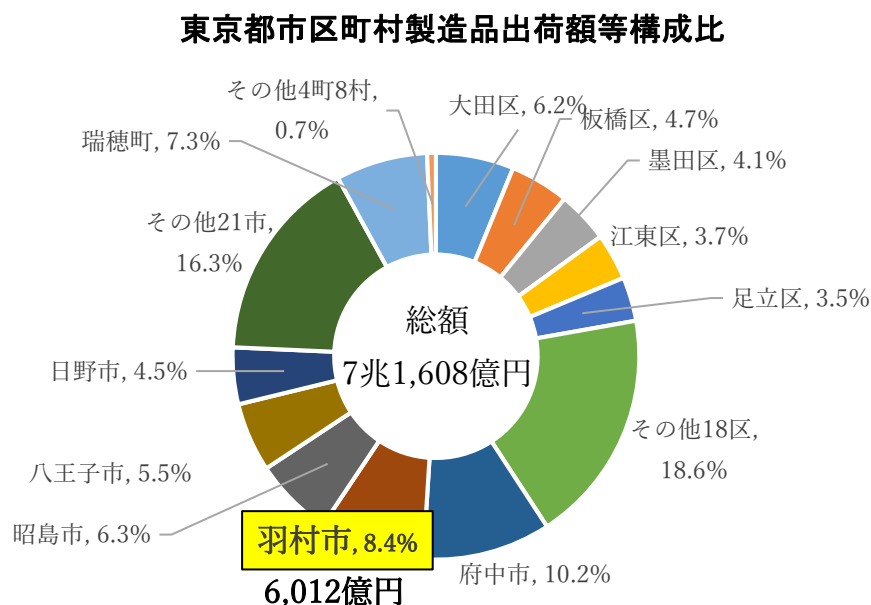
製造品出荷額及び従業者数の増減については、景気や社会情勢等によるものであり、今後も同様の傾向が続くものと思われまます。

このことから、本計画で削減目標を設定する二酸化炭素排出量についても、景気動向等による増減が伴うものとなっています。



※「東京の工業（平成 20 年調査～令和元年調査）」より作成

また、東京都市区町村製造品出荷額等の構成比（令和元（2019）年）で示すとおり、羽村市は「製造品出荷額等」が区部も含め、都内第 2 位に位置する製造業の活発な操業が特徴である自治体であり、温室効果ガスの排出量については、製造業の事業活動による影響が大きいものと考えられます。



※「令和元年工業統計」より作成

## 2 温室効果ガス排出状況

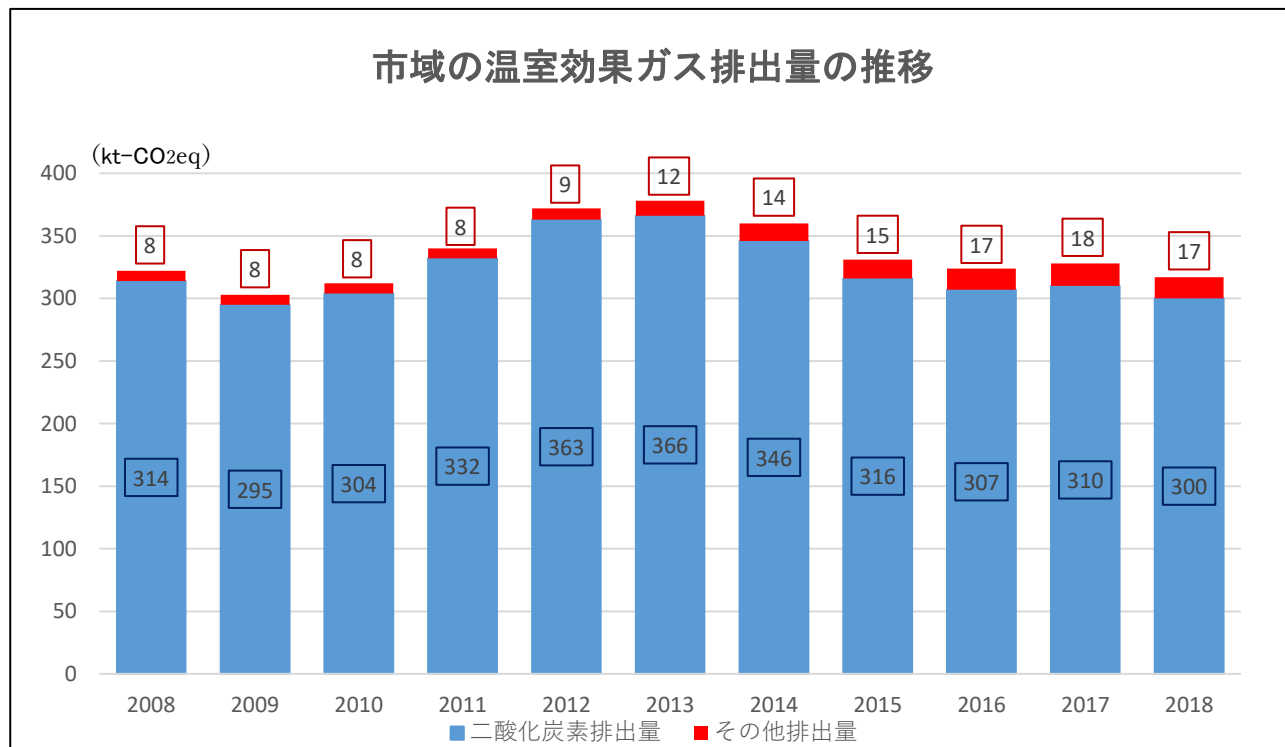
### (1) 温室効果ガス排出量の推移

4 ページで説明した温室効果ガス排出量算定手法（以下の算定結果は同手法による）により算定した、直近の算定年度である平成 30（2018）年度、及び、過去 10 年間にわたる、市域の 7 種類の温室効果ガスの排出量については、年によって変動はあるものの、二酸化炭素が 9 割以上を占めています。

※ (kt-CO<sub>2</sub>eq)

種類	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
二酸化炭素	314	295	304	332	363	366	346	316	307	310	300
メタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一酸化二窒素	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ハイドロフルオロカーボン類	6	6	7	7	8	10	12	13	14	15	16
パーフルオロカーボン類	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	0
六フッ化硫黄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三フッ化窒素						0	0	0	0	0	0
合計	322	303	312	340	372	378	360	331	324	328	317

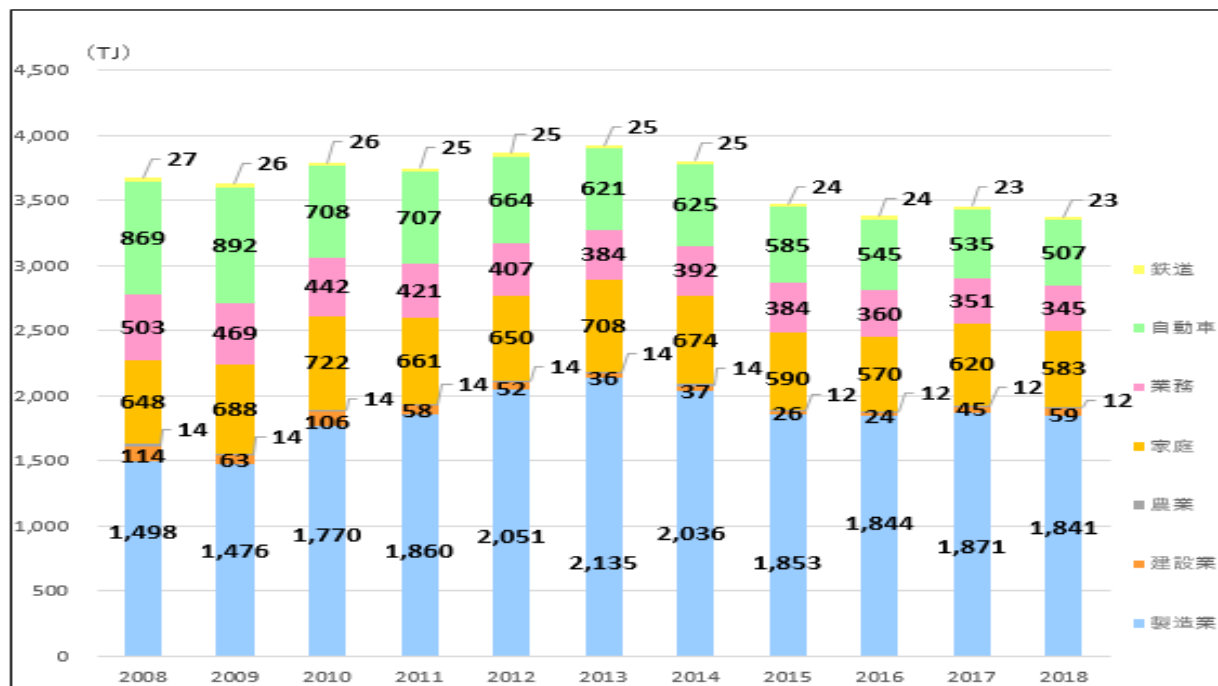
※各種の温室効果ガスの排出量に、地球温暖化係数（二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるかを表した数字）を乗じて、kt-CO<sub>2</sub> 相当量に換算した数値



## (2) エネルギー消費量の推移

二酸化炭素は、市民の日常生活や、事業者の事業活動に伴う電気やガス等のエネルギー消費により排出されることから、エネルギー消費量を抑制することが二酸化炭素排出量の削減に不可欠なものとなります。また、この消費されるエネルギー源は、電気、ガソリン、灯油、軽油、重油、石炭、液化プロパンガス、都市ガス等となっています。

市域のエネルギー消費量の推移をみると、平成 25 (2013) 年度をピークに減少傾向となっています。また、消費量の大部分を産業部門製造業分野が占めており、同分野は景気等の影響により年度によって大きな変動があります。



(TJ)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
総消費量	3,673	3,629	3,789	3,747	3,864	3,923	3,802	3,473	3,379	3,456	3,369

市域のエネルギー消費量の推移

※「オール東京 62 市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト温室効果ガス排出量算定手法」に基づいた数値により作成

※四捨五入の関係で、合計量が合わない場合があります。

### キーワード

#### 電力の二酸化炭素排出係数について

電力の二酸化炭素排出係数は単位電力当たりの二酸化炭素排出量を表すもので、発電方法によって決定されます。

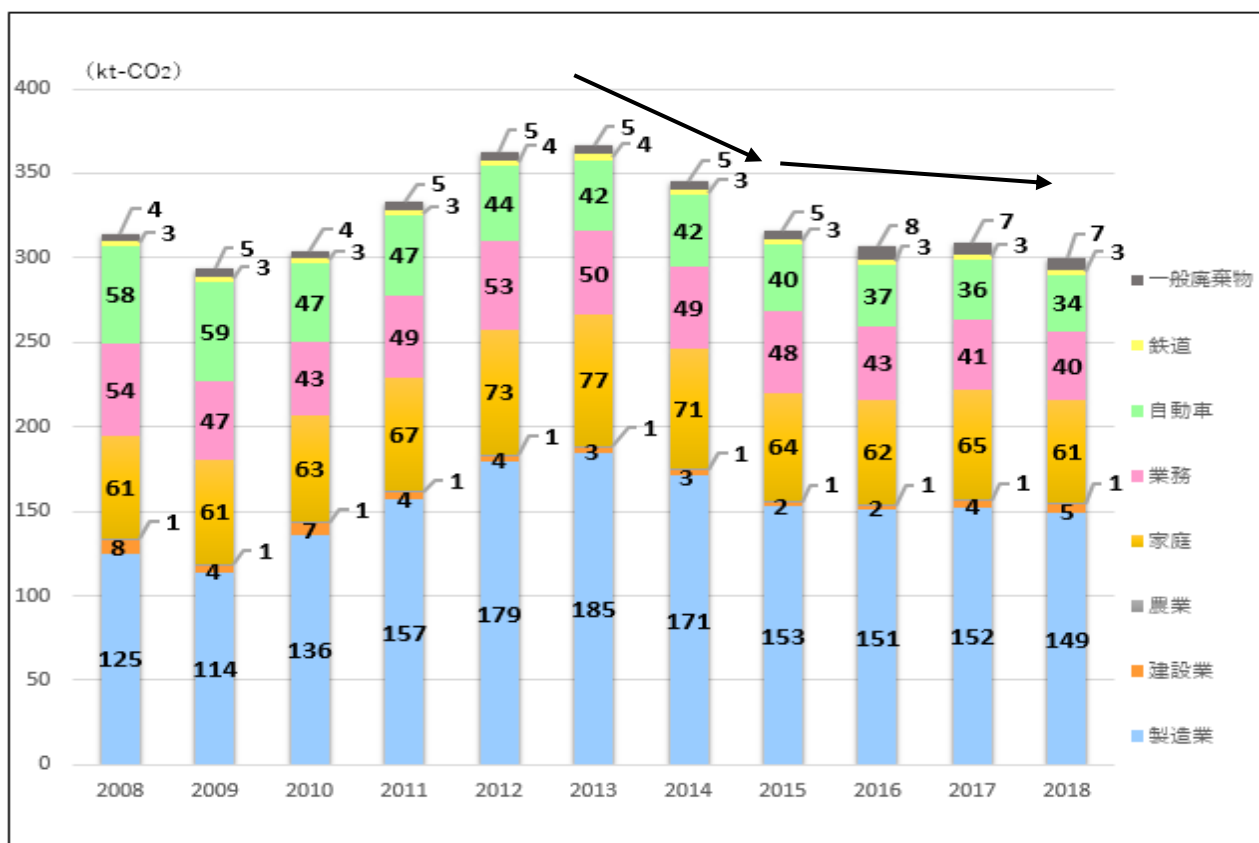
原子力発電がフル稼働していた時代の排出係数は、0.4kg-CO<sub>2</sub>/kWh 前後で推移していましたが、東日本大震災(2011年度)以降については、火力発電の割合が増加したため、排出係数が0.5kg-CO<sub>2</sub>/kWh 前後と大きくなり、電力使用に起因する二酸化炭素排出量増加の大きな要因となっています。

二酸化炭素排出量は、今後も電力の二酸化炭素排出係数の影響を強く受けるものと考えられ、一層の節電等により電力使用量を削減していくとともに、排出係数の減少につながる太陽光等の再生可能エネルギーの普及を促進していくことが、二酸化炭素排出量削減の重要なポイントになります。

### (3) 二酸化炭素排出量の推移

市域の二酸化炭素排出量は、本計画の基準年度である平成 25 (2013) 年度の 366 kt-CO<sub>2</sub> をピークに減少傾向となっており、平成 30 (2018) 年度の二酸化炭素排出量は基準年度に比べて約 18%減少した 300kt-CO<sub>2</sub> となっています。さらに、平成 25 (2013) 年度から平成 27 (2015) 年度までの減少割合 (マイナス 25kt-CO<sub>2</sub>/年) に比べ、平成 27 (2015) 年度から直近の平成 30 (2018) 年度までの減少割合 (マイナス 5kt-CO<sub>2</sub>/年) は低下しています。

市域の二酸化炭素排出量の部門・分野別の内訳は下表のとおりであり、大部分を産業部門製造業分野が占めています。平成 30 (2018) 年度における構成比では、製造業分野が 49.7%、家庭部門が 20.3%、業務部門が 13.3%、運輸部門自動車分野が 11.3%となっており、それらを合計すると 94.6%となります。その他、産業部門建設業分野が 1.7%、同農業分野が 0.3%、運輸部門鉄道分野が 1.0%、廃棄物部門が 2.3%となっており、排出量全体から考えるとそれぞれ約 2%以下で、地球温暖化の側面から捉えた場合、市域への影響は限定的なものであるといえます。



	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
総排出量	314	295	304	332	363	366	346	316	307	310	300

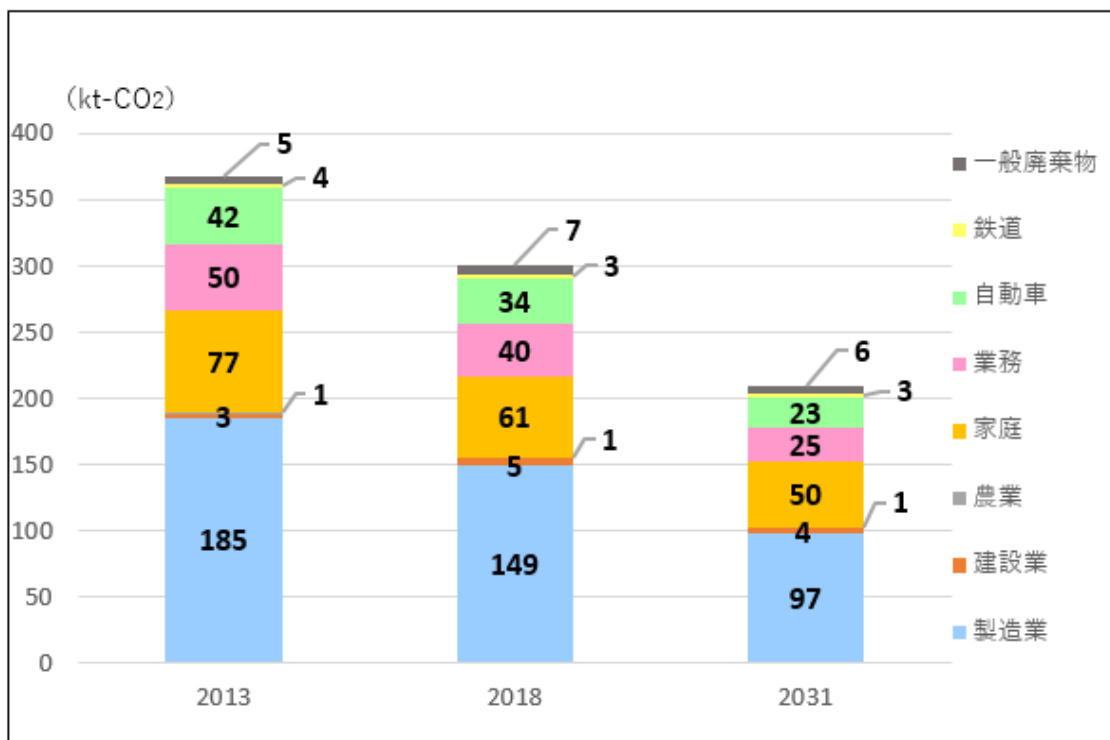
羽村市における二酸化炭素排出量の推移

※「オール東京 62 市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト温室効果ガス排出量算定手法」に基づいた数値により作成

※四捨五入の関係で、合计量が合わない場合があります。

#### (4) 二酸化炭素排出量の将来推計

本計画期間中における二酸化炭素の排出量については、16 ページで説明した平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度までの直近 4 箇年の減少傾向、及び、市域において二酸化炭素排出量の多くの割合を占める製造業分野における大規模事業者に対して実施した、今後の削減計画のヒアリング結果を踏まえ推計を行っています。計画の最終年度である令和 13 (2031) 年度における二酸化炭素排出量の推計値は、基準年度 (2013 年度) 比 42.9%減の 209kt-CO<sub>2</sub> となります。



分野	基準値	実績値	将来推計値		
	2013年度	2018年度	2031年度	2013年度からの差	2013年度からの変化率
製造業	185	149	97	-88	-47.6%
建設業	3	5	4	1	33.3%
農業	1	1	1	0	0.0%
家庭	77	61	50	-27	-35.1%
業務	50	40	25	-25	-50.0%
自動車	42	34	23	-19	-45.2%
鉄道	4	3	3	-1	-25.0%
一般廃棄物	5	7	6	1	20.0%
<b>二酸化炭素排出量</b>	<b>366</b>	<b>300</b>	<b>209</b>	<b>-158</b>	<b>-42.9%</b>

羽村市における二酸化炭素排出量の将来推計

※「オール東京 62 市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト温室効果ガス排出量算定手法」に基づいた数値により作成

※四捨五入の関係で、合計量が合わない場合があります。

## 第4章 地球温暖化対策の目標と施策の方向性

### 1 基本目標

#### ゼロエミッションの地球にやさしいまちをつくる

再生可能エネルギーを利用したエネルギーの地産地消を推進し、二酸化炭素の排出を削減することなど、脱炭素社会の実現をめざす、地球にやさしいまちづくりに取り組めます。

第六次羽村市長期総合計画基本計画では、市の将来像を実現するための方向性の一つとして「スマートにくらす」というコンセプトを掲げ、そのための施策の中で「ゼロエミッションの地球にやさしいまち」を示し、地球温暖化対策の取組みを進めていくこととしています。

本計画は、将来的なカーボンニュートラルを視野に入れ、長期総合計画基本計画に掲げる施策の実現に向けて、個別計画として取組みの具現化を図り、推進していきます。

また、施策については、4つの注力していく取組みの方向性を示しており、本計画を推進する上での基本方針とします。

#### 取組みの方針

##### 1. 省エネルギー行動及び再生可能エネルギー使用の促進

地球温暖化を防止するため、市民や事業者の省エネルギー行動や再生可能エネルギーの使用を促進し、二酸化炭素の排出抑制に取り組めます。

##### 2. 環境配慮行動実践の促進

日常生活や事業活動に伴う環境への負荷を減らすため、具体的な取組みや数値目標などを市民や事業者と共有し、環境配慮行動の実践を促進します。

##### 3. シェアリングエコノミー<sup>☆</sup>の普及促進

市域の環境負荷の軽減を図るため、シェアリングエコノミーの普及促進などに、民間事業者等と連携して取り組めます。

##### 4. 公共施設の低炭素化の推進

公共施設における低炭素化の推進に取り組むとともに、市のさまざまな事務事業において、環境に配慮した取組みを進めます。

---

#### ☆ゼロエミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

#### ☆シェアリングエコノミー

インターネット等を介して、個人同士でモノや場所、スキルなどを取引するサービスのこと。

## 2 削減目標

### (1) 二酸化炭素削減目標

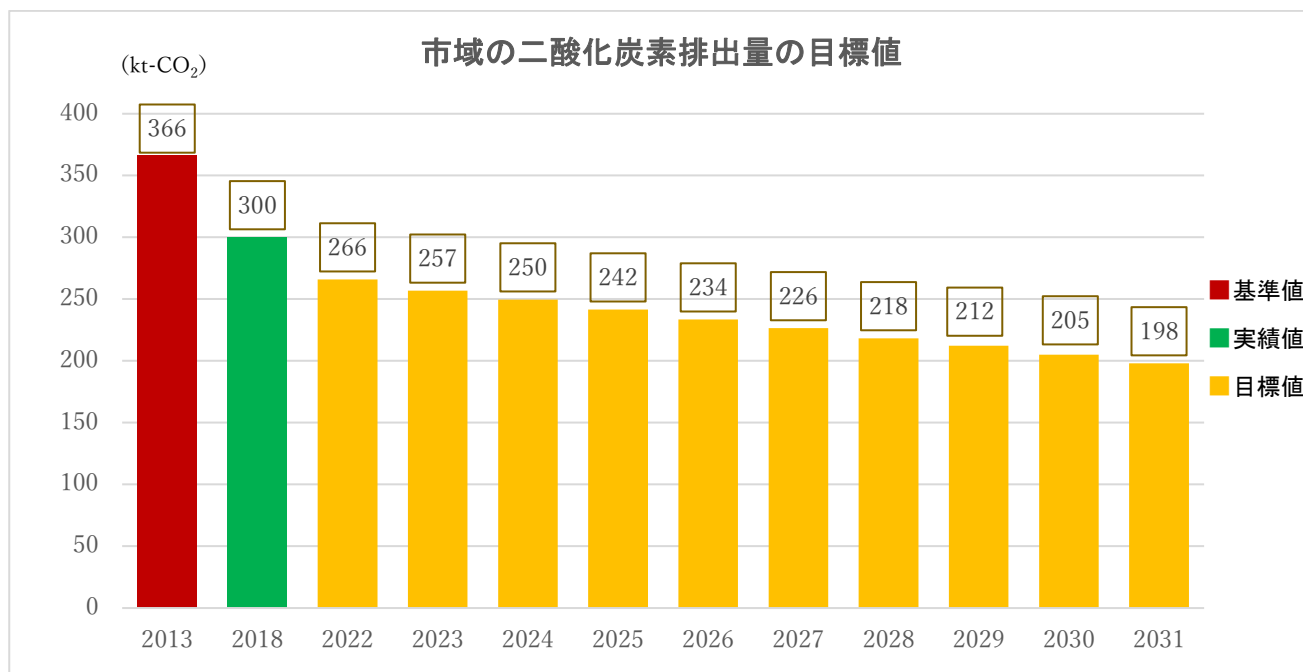
令和13(2031)年度までに

平成25(2013)年度比で **46%** 削減します

<基準年排出量> 平成25(2013)年度：366kt-CO<sub>2</sub>

<目標年排出量> 基準年度比46%削減：198kt-CO<sub>2</sub>

本計画では、国の「地球温暖化対策計画」を踏まえつつ、羽村市の産業構造及び市域の現状等を勘案し、二酸化炭素排出量を令和13(2031)年度において、平成25(2013)年度比46%削減を目指します。



### (2) 削減目標の設定について

令和3(2021)年に改定された国の地球温暖化対策計画においては、「温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す」としています。

一方、市域については、第3章において、計画最終年度である令和13(2031)年度の二酸化炭素排出量の削減量を推計した結果、削減率が、基準年度である平成25(2013)年度の約43%となりました。

国の目標値と市域の推計値における乖離について、本計画においては、第5章に示す新たな対策等を講じることにより、国の目標値である46%を目指します。

なお、本目標値を達成するためには、国、東京都がそれぞれに掲げる目標値の達成に向け着実に取組みを進めるとともに、国、東京都及び市が各々の役割を認識し、連携して必要な対策を実施することが前提となります。

### (3) 市民・事業者及び市の目標値

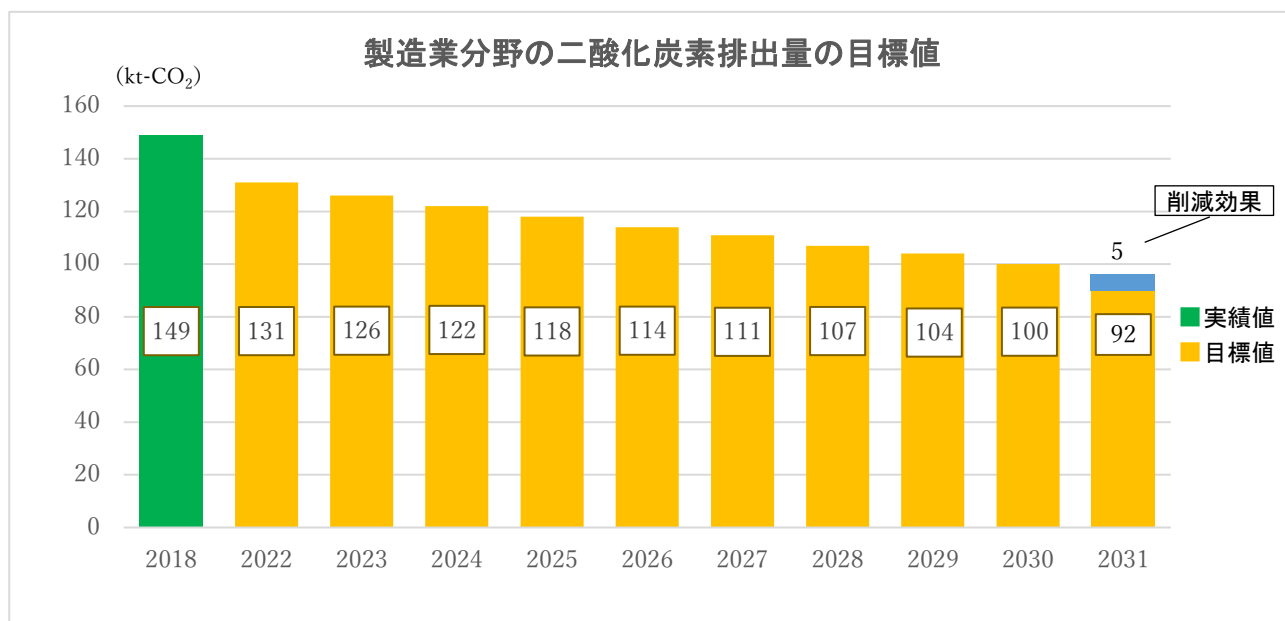
計画期間中における、市域の二酸化炭素排出量の削減状況について評価するために、以下の部門（分野）において、市民・事業者・市が目指す目標値を設定します。

①産業部門、②家庭部門、③業務部門、④運輸部門、⑤廃棄物部門、⑥公共施設

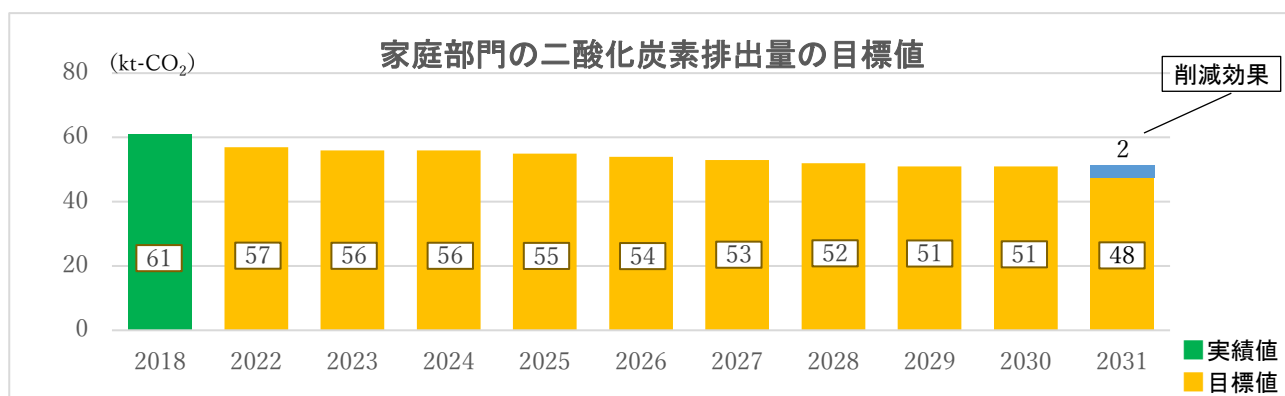
各年度の目標値は①～④の部門（分野）においては、第3章で推計した、現在の排出量削減の取組みを継続して実施することを前提とした将来推計値をそれぞれ下回ることを目標とし、計画最終年度においては、将来推計値から、今後実施する新たな対策を講じたことによる削減効果をさらに差し引いた数値を目標値とします。

⑤においては、日常生活で分かりやすい目標が効果的であることから、令和3（2021）年度に改定された一般廃棄物処理計画における目標値を、⑥においては、市は、二酸化炭素排出削減に向けて再生可能エネルギーの割合を高めることが求められており、公共施設における再生可能エネルギーによる電気消費量割合について、令和3（2021）年に改定した東京都の「ゼロエミッション戦略」で掲げられた目標値を設定します。

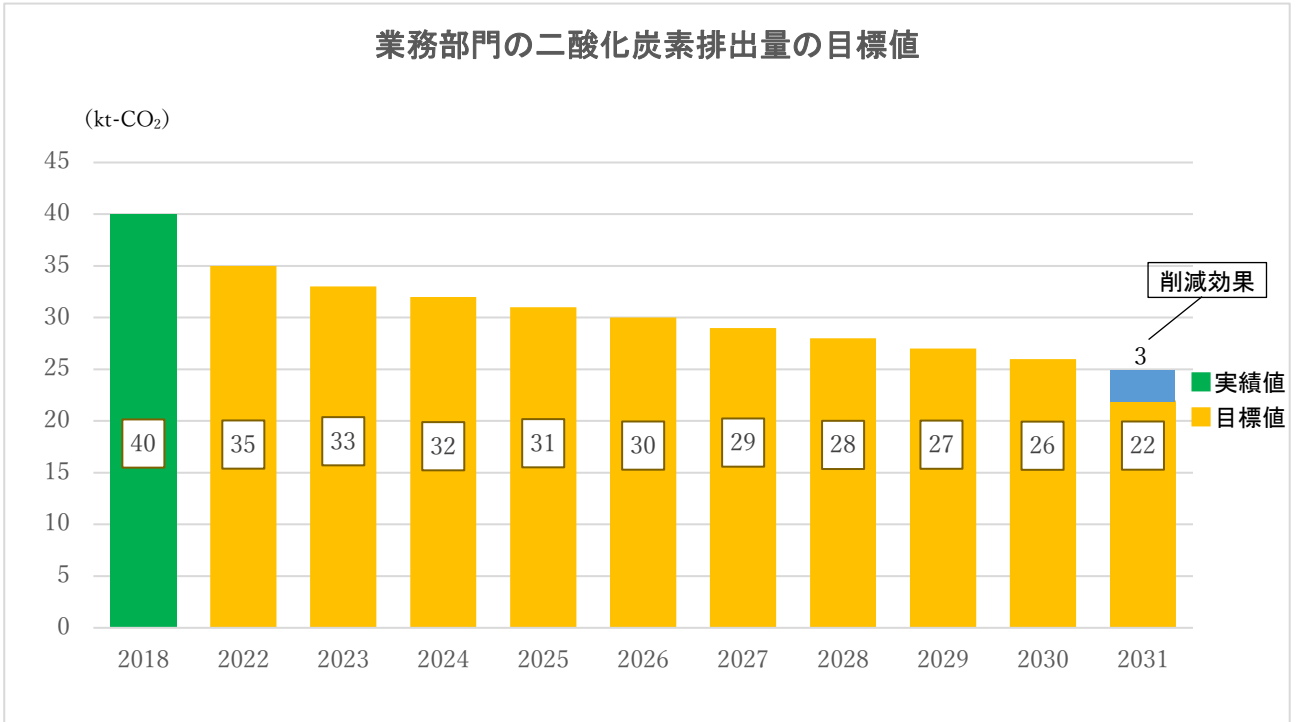
#### ①産業部門（製造業分野）：令和13(2031)年度における二酸化炭素排出量が92kt-CO<sub>2</sub>



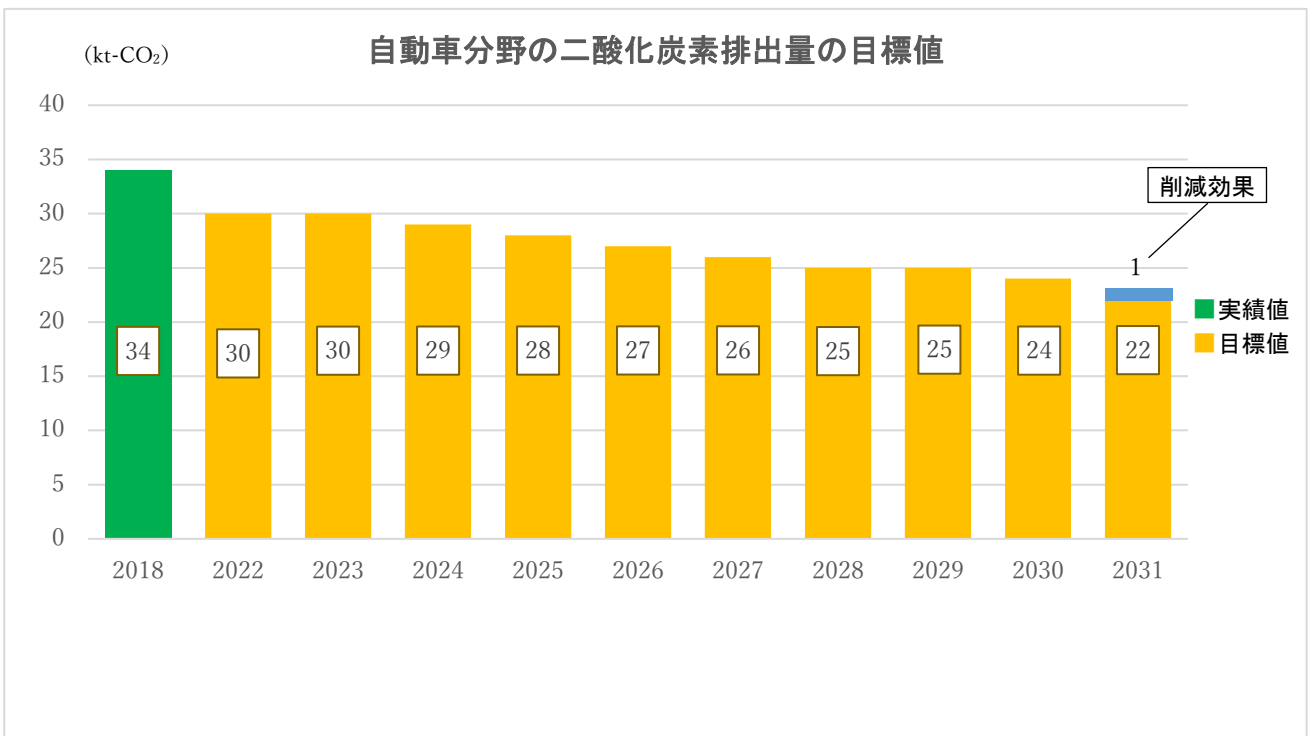
#### ②家庭部門：令和13(2031)年度における二酸化炭素排出量が48kt-CO<sub>2</sub>



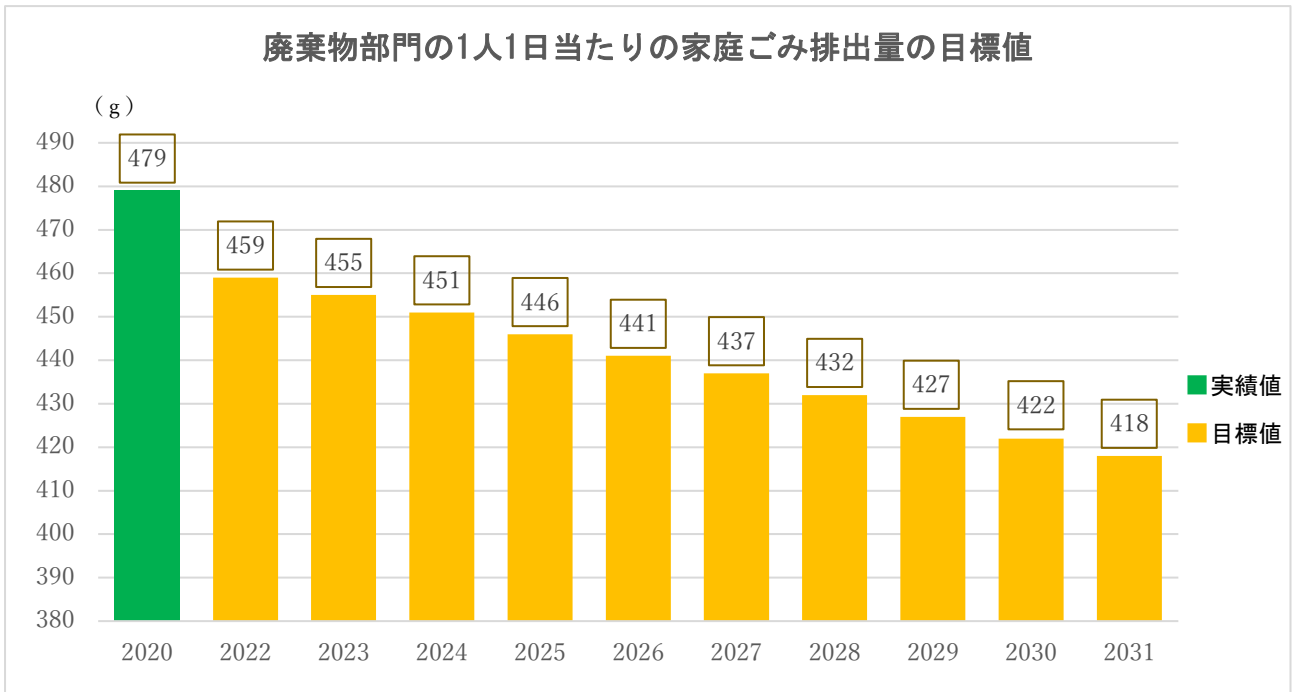
③業務部門：令和 13(2031)年度における二酸化炭素排出量が 22kt-CO<sub>2</sub>



④運輸部門（自動車分野）：令和 13(2031)年度における二酸化炭素排出量が 22kt-CO<sub>2</sub>

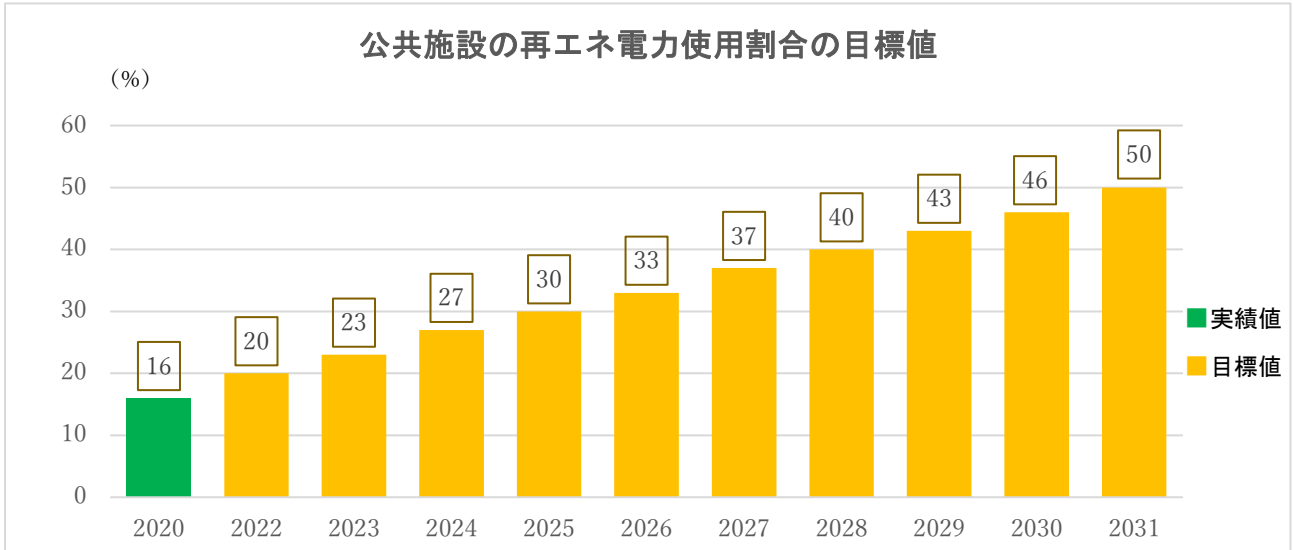


⑤廃棄物部門：令和 13(2031)年度における 1 人 1 日当たりの家庭ゴミ排出量が 418g



※家庭ごみ排出量は、剪定枝、資源物、有害ごみ、資源回収を除く。

⑥公共施設：令和 13(2031)年度の再生可能エネルギーによる電気消費割合が 50%

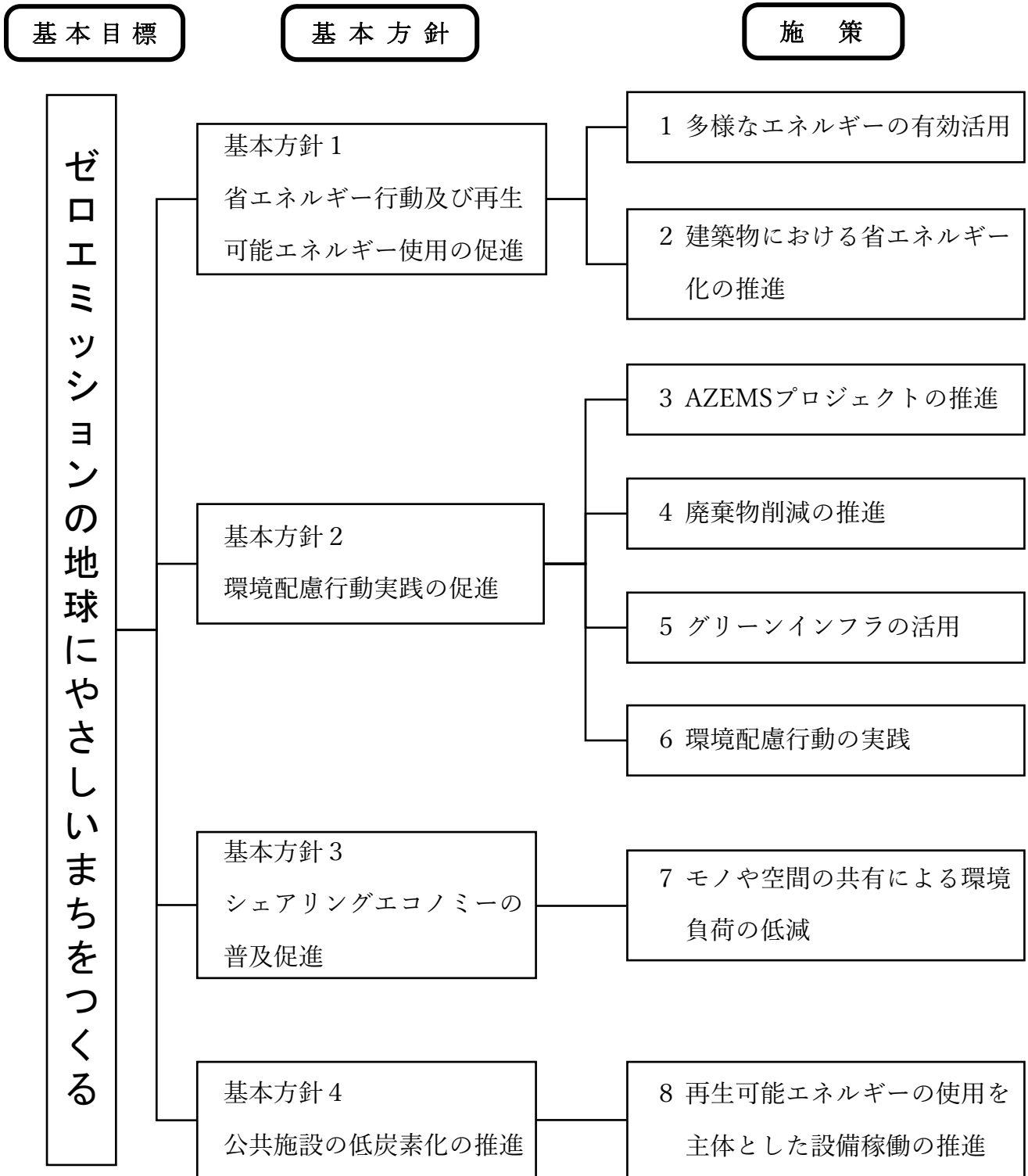


※再生可能エネルギー電力使用量は、公共施設に設置した太陽光発電量と、小売電気事業者から調達した電気の中で、再生可能エネルギーが占める割合から算出した電気量との合計

# 第5章 施策の体系及び推進

## 1 施策の体系

地球温暖化対策を効率的・効果的に進めるためには、市民・事業者・市が情報共有しつつ、連携して取り組むことが重要であり、その推進にあたり、取り組むべき施策について、基本目標で定めた4つの基本方針に則し、8つの施策に体系化しました。

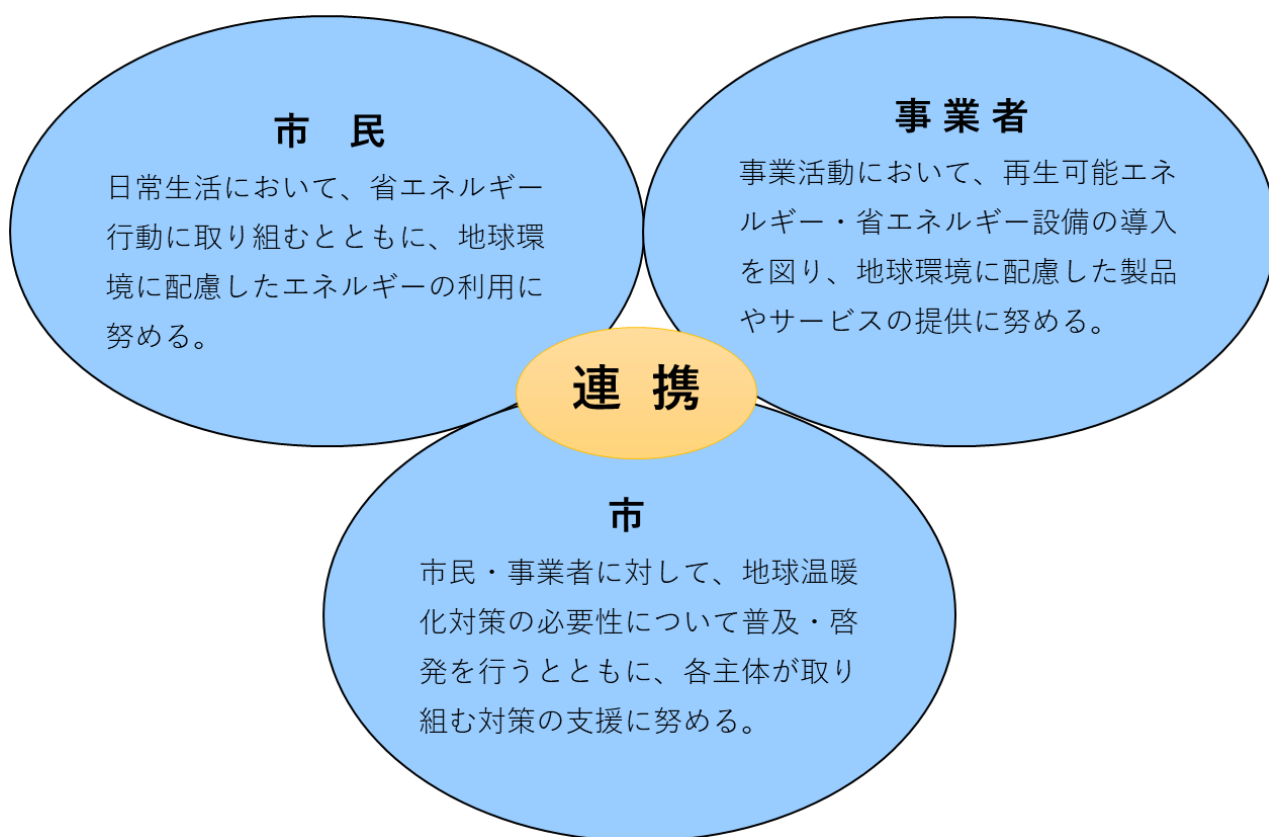


## 2 施策の推進

地球温暖化対策を効率的・効果的に推進するためには、国や東京都の主要施策を踏まえ、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たし、連携して施策を展開していく必要があります。

このことから、令和13(2031)年度の削減目標値を達成するため、新たに実施する対策、充実する対策を、本計画では「重点事業」として位置づけます。

また、従来からの取組みのうち、継続して実施することが有効な対策等の中から主要なものを「主な取組み」として位置づけるとともに、各主体が取り組む事項及び温室効果ガスの排出部門との関係を明確にします。



また、施策ごとのSDGsのゴールを示し、施策の推進により持続可能な社会が形成されることを明確にします。

### 地球温暖化対策地域推進計画と関連のあるSDGsの項目

 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>目標4 [質の高い教育をみんなに]</b>          学校教育、体験型の環境学習、環境関連の講演会等を通して、多くの方が地球温暖化に起因する諸課題について学ぶことにより、地球環境に配慮した行動を推進します。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p><b>目標7 [エネルギーをみんなにそしてクリーンに]</b>          太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーや水素エネルギー等を利用しやすい環境を整備することにより、環境負荷の少ないクリーンエネルギーの普及・促進を図ります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>目標9 [産業と技術革新の基盤をつくろう]</b>          市内のコミュニティ交通に利用するバスシステムについて、地球環境に配慮したものに更新するため、市内の事業者と連携し、更なる発展を目指します。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>目標11 [住み続けられるまちづくりを]</b>          多くの方が利用する公共施設の低炭素化の積極的な推進を図るとともに、避難所に太陽光発電設備を導入することにより、災害に強いまちづくりを推進します。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p><b>目標12 [つくる責任つかう責任]</b>          日常生活や事業活動から排出されるごみの発生量を削減するため、省エネルギー行動や3Rの推進に努めます。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p><b>目標13 [気候変動に具体的な対策を]</b>          年々深刻化する地球温暖化について、実効的な対策を図るため、二酸化炭素排出量の削減目標を設定するとともに、削減のための対策を推進します。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p><b>目標14 [海の豊かさを守ろう]</b>          地球規模の海洋汚染の一因となっている、使い捨て容器に使用されるプラスチックの削減等を図るため、日常生活や事業活動等で発生する廃棄物の適正処理を推進します。</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p><b>目標15 [陸の豊かさを守ろう]</b>          二酸化炭素を吸収する、市内の公園や緑地のみどり、及び、市外の広域的な森林の保全を推進します。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>目標17 [パートナーシップで目標を達成しよう]</b>          地球温暖化という世界規模の課題に対して、市の施策を進める上で重要なパートナーとなる、市民・事業者・ボランティア団体等と連携して、積極的な対策を推進します。</p>

## 施策 1 多様なエネルギーの有効活用



二酸化炭素排出量の多くは電気消費に伴うものであることから、排出量削減のためには、発電時に二酸化炭素が発生しない再生可能エネルギーの消費割合を高める必要があります。

再生可能エネルギーは、発電設備と蓄電池を組み合わせることにより、常時、電気の消費が可能となるとともに、台風や洪水等の災害時における自立したエネルギーの供給が可能になります。

このことから、太陽光発電をはじめ、太陽熱、空気熱（ヒートポンプ<sup>☆</sup>）等、多様な再生可能エネルギーの普及に努めていくことが肝要です。

また、市内にはバイオマス発電<sup>☆</sup>施設が操業し、今まで焼却処分となっていた食品廃棄物を再生可能エネルギーに変換しており、エネルギーの地産地消を推進するためにはこうした民間施設との連携についても検討していく必要があります。

さらに、次世代エネルギーの水素を供給する施設が市内に開設されることから、燃料電池自動車等の普及促進に積極的に努めていきます。

重点事業 多様な再生可能エネルギーの導入促進		取組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減効果が期待される部門
		市民	事業者	市	
目的	再生可能エネルギー設備の導入に際しては、太陽光発電のほか、同設備に適しない敷地については、その他の再生可能エネルギーの利用についても普及・啓発することが必要です。	○	○	○	産業 家庭 業務
概要	市は、太陽光、太陽熱、地中熱等、再生可能エネルギーについて、建築物の立地状況に応じ、最適な再生可能エネルギーの選択のための支援を図り、普及促進に努めます。 市民・事業者は、再生可能エネルギーの導入に向けて積極的に情報収集を図るとともに、建築物の改修や新築の際に、立地環境に適した再生可能エネルギー設備の導入を図ります。				

### ☆ヒートポンプ

少ない投入エネルギーで、空気中などから熱を集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術のこと。給湯や、洗濯機の衣類乾燥等、さまざまなものに使われています。

### ☆バイオマス発電

動植物に由来する有機物であるバイオマスを燃焼することでタービンを回し、発電機を動かし発電する仕組み。

主な取組み	内 容	取組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減効果が期待される部門
		市民	事業者	市	
水素エネルギーの普及促進	脱炭素社会を支える次世代のエネルギーである、水素エネルギーの普及促進について、関係事業者と連携して取り組むとともに、市民・事業者が燃料電池自動車を導入するために、市は助成を行います。	○	○	○	運輸
エネルギーの地産地消	市は、市内のバイオマス発電施設から提供される電力や住宅等に設置された太陽光発電の余剰電力を活用し、市民・事業者がエネルギーの地産地消を行う地域マイクログリッドシステムの構築について検討をします。	○	○	○	産業 家庭 業務
再エネ電力の利用拡大	市は、東京都が実施する再エネ電力のグループ購入モデル事業について、市民・事業者への周知などにより、再エネ電力利用を推進します。	○	○	○	家庭 業務

## キーワード

### 再生可能エネルギーとは？

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことです。

具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマス（動植物に由来する有機物）の7種類となります。

脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーへの転換は必須です。

## キーワード

### 水素社会の到来！なぜ水素なのか？

現在、わが国では石油・石炭といった化石燃料に、エネルギーの多くを依存しています。

しかし、水素を利用したエネルギーが今、着実に広がってきています。

水素エネルギーは使う際に水しか排出しないCO<sub>2</sub>フリーなこと、地球上のさまざまな資源からつくることができること、エネルギーを水素に変えてためることができること等、エネルギー問題の解決手段のひとつとして大きな期待が持たれています。

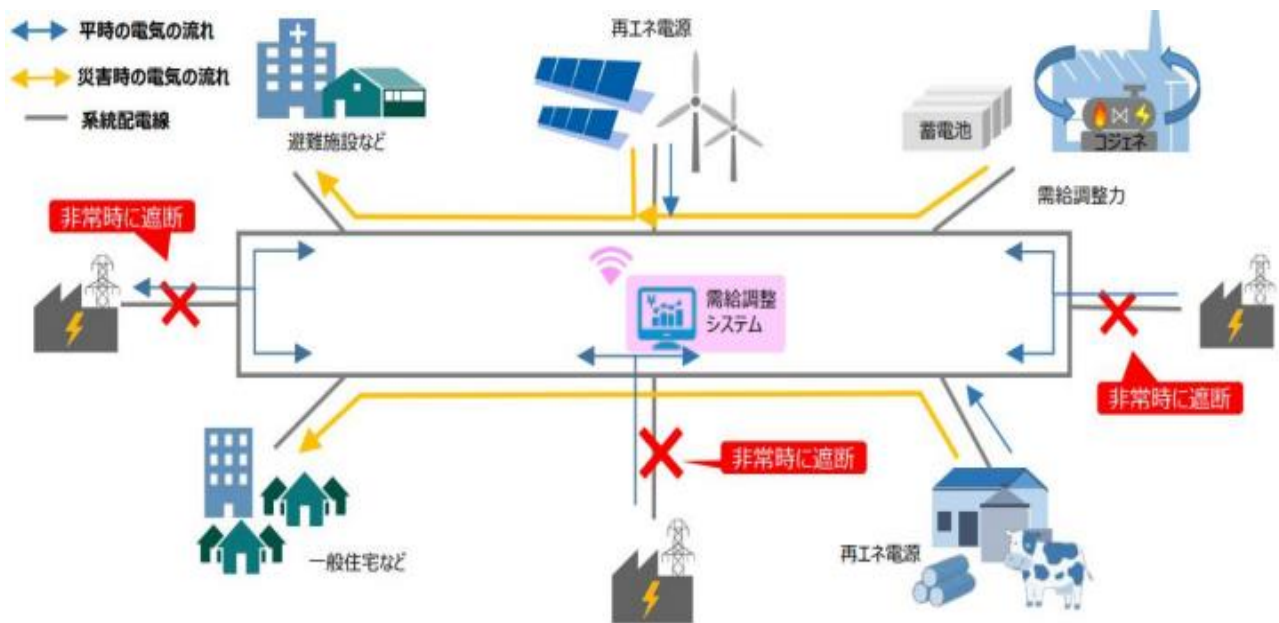
市内に民間の水素ステーションが開設されることを契機に羽村市においても、今後の水素エネルギーの普及に積極的に寄与していきます。

## キーワード

### 地域マイクログリッドとは？

平常時は、地域の再生可能エネルギー電源を有効活用しつつ、電力会社等とつながっている送配電ネットワークを通じて電力供給を受けますが、非常時には送配電ネットワークから切り離され、その地域内の再生可能エネルギー電源をメインに、他の分散しているエネルギー資源と組み合わせて自立的に電力供給を受ける仕組みです。

豪雨等の自然災害が増加する中、災害時においても都市機能が維持できる持続可能な都市づくりの重要性が増しています。



全地域マイクログリッドの事例

出典：経済産業省公式サイト

## 施策2 建築物における省エネルギー化の推進



住宅及び建築物に起因する二酸化炭素排出量は、市域全体の多くの割合を占めているとともに、建物は、建築後、数十年にわたり使用し続けられるため、すべての建物において、高いエネルギー効率設備の導入、再生可能エネルギーの利用、木材など二酸化炭素排出量が少ない資材の活用等が不可欠です。

特に、建物におけるエネルギー消費は、冷暖房が高い割合を占めているため、省エネには断熱性能の向上が有効です。

重点事業 中小企業の製造業の省エネルギー化の推進		取組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減効果が期待される部門
		市民	事業者	市	
目的	市域の二酸化炭素排出量の割合が最も高い部門・分野は製造業であり、その中で中小企業事業者が大半の割合を占めています。市域の二酸化炭素排出量の削減を計画的に実施していくためには、それら事業者が所有する設備の省エネ化等を実施する必要があります。		○	○	産業
概要	事業者は、東京都等が実施する設備等の無料省エネ診断を実施し、以下に掲げる省エネ対策等を段階的に実施します。 ①設備機器の定期的な保守・メンテナンス等、運用改善を行います。 ②高効率の照明設備等の導入を図ります。 また、事業所の改修や新築時に、建築物の断熱化や高効率設備の導入を図ります。 市は、事業者に対して、地球温暖化対策における省エネルギー化の必要性や、省エネルギー化による経費削減効果等について周知するとともに、省エネルギー化のための経費の助成を行います。				

主な取組み	内 容	取組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減 効果が期待される 部門
		市民	事業者	市	
省エネルギー性能の高い設備等の導入促進	市民・事業者・市は、省エネルギー性能の高い設備、機器、家電への取替えや買換えを促進します。	○	○	○	産業 家庭 業務
断熱性の向上の促進	省エネを図るためには、特にエネルギー消費の多い冬場の断熱性能の向上が有効です。市民・事業者は建物のドア、窓などの断熱改修を推進し、市は助成を行います。	○	○	○	産業 家庭 業務
エネルギーの見える化の導入促進	市民・事業者は、電気使用量等を把握することにより使用削減効果が期待できる HEMS (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム) 等の導入を図り、市は助成を行います。	○	○	○	産業 家庭 業務
ゼロエミッション化 (ZEH、ZEB 等) の拡大	市民・事業者は、ゼロエミッション住宅やゼロエミッションビル <sup>☆</sup> の基準を満たす建築物への移行を推進し、市は、それら省エネレベルの高い建築物に対して助成を行います。	○	○	○	家庭 業務

## キーワード

### HEMS (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム) とは?

家庭内で使用している電気機器の電気使用量や稼働状況をモニター画面等で「見える化」し、電気の使用状況を把握することで、消費者が自らエネルギーを管理するシステムのこと。

HEMS を導入することで、使用しているエネルギー量を把握するだけでなく、消費者自らが管理することが大切なことであり、電気機器のネットワーク化により、電気使用量削減のため、個々の機器の使用を自動制御することも可能となります。

## キーワード

### ゼロエミッション住宅 (ZEH) とは?

高断熱・高气密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のこと。少ないエネルギーで室温を快適に保つことができ、冷暖房による二酸化炭素排出量の削減につながります。さらに室温差によるヒートショック等を防ぐ効果も期待できるなど、健康面のメリットも。電気料金の抑制や停電時に自宅で作った電力を使える防災力の高さも特徴です。

#### ☆ゼロエミッションビル (ZEB)

建築構造や設備の省エネルギー、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用及び地域内でのエネルギーの面的相互利用の3つの対策をうまく組み合わせることにより、エネルギーを自給自足し、化石燃料などから得られるエネルギー消費量がゼロ、あるいは、概ねゼロとなる建築物のこと。

### 施策3 AZEMS プロジェクトの推進



市は、太陽光発電と蓄電池を効率的に運用することによる、CO<sub>2</sub>フリーの電気自動車用の急速充電システムを構築する AZEMS プロジェクトを推進し、自動車交通における二酸化炭素の排出削減に努めています。

引き続き、更なる排出削減に取り組むため、市が運行するコミュニティバス「はむらん」については、再生可能エネルギーや水素エネルギーを動力源とする車種への転換を図るハード面、及び、多くの市民・事業者がより利用しやすくなるソフト面への取組みが求められています。

また、移動の際に、多くの市民・事業者が、「はむらん」に乗ったり、電気自動車、燃料電池自動車等、地球環境に優しい自動車を利用することが環境配慮行動の一環となります。

なお、電気自動車や燃料電池自動車等は、災害時における電源としての重要な役割も担うことが期待できます。

重点事業 再生可能エネルギー等による公共交通システムの推進		取組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減効果が期待される部門
		市民	事業者	市	
目的	運輸部門における二酸化炭素排出量の削減のためには、公共交通における脱炭素化を推進することが必要です。	○	○	○	運輸
概要	市民・事業者は、通勤や買い物等で移動する際に、再生可能エネルギー等を動力源とするコミュニティバス「はむらん」等を利用し、地球環境に配慮した行動を実践するものとします。 市は、老朽化したコミュニティバスの更新に当たっては、太陽光発電等による再生可能エネルギー、または、水素を動力源とした地球環境に優しいバスの導入について、調達及びランニングコスト等について比較検討し、計画的に取り組めます。				

主な取組み	内 容	取組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減 効果が期待される 部門
		市民	事業者	市	
ZEV（ゼロエミッションビークル）の普及促進	市民・事業者は地球環境に配慮した電気自動車や燃料電池自動車等の積極的な導入を図るとともに、市は普及促進に向けて助成を行います。	○	○	○	運輸
急速充電設備、水素ステーションの利用促進	市は市内の急速充電設備の充実を図るとともに、市内に設置された民間の水素ステーションの周知を図り、市民・事業者は電気自動車や燃料電池自動車の利用促進に努めます。	○	○	○	運輸
公共交通及び自転車の利用推進	市はエコアクションポイント制度の周知徹底を図り、市民・事業者は環境への負荷の少ない地域公共交通や自転車の利用を推進します。	○	○	○	運輸
エコドライブ☆の実践	エコドライブは簡単に取り組むことができ、安全運転につながります。市民・事業者・市はエコドライブを実践します。	○	○	○	運輸

## キーワード

### ZEV（ゼロエミッションビークル）とは？

走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のことです。

市では、電気自動車の普及促進を図るため、太陽光で発電したCO<sub>2</sub>フリーの電力を、急速充電できるスマート交通システム「AZEMS」プロジェクトの取り組みをさらに普及促進していきます。



市役所駐車場の急速充電器

#### ☆エコドライブ

二酸化炭素の排出を抑え、地球環境に配慮した運転方法のこと。

## 施策 4 廃棄物削減の推進



さまざまな製品や食品が私たちの手元に届くまでには、生産、加工、流通といった各過程において二酸化炭素が排出されています。また、それらの物が廃棄され、処分する時にも、二酸化炭素が排出されます。

廃棄物削減に当たっては、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを徹底し、使用済み製品のリユース等を一層推進することが重要です。

また、食べ残しや消費期限切れ食品等について最大限発生抑制に努め、発生する場合は、肥料化やフードドライブ<sup>☆</sup>等により廃棄を限りなくゼロにする取り組みが必要です。

重点事業 ごみの発生抑制・排出抑制の実践		取組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減効果が期待される部門
		市民	事業者	市	
目的	有限である天然資源の採取をできる限り減らし、廃棄されるものを最小限に抑えること等を目指す「資源循環型社会」の構築を目指すとともに、プラスチックゴミによる海洋汚染の防止を図ることが期待されます。	○	○	○	家庭業務廃棄物
概要	市民・事業者は、ごみの発生抑制及び排出抑制を推進するとともに、販売事業者によるごみ（リサイクル資源）の回収促進に取り組みます。また、マイボトル・マイカップや、市のリユース食器貸出し事業を利用し、可能な限り使い捨てプラスチック容器等を使用しないライフスタイルを実践します。 市は、3R行動の啓発・広報活動を推進します。				



リユース食器貸出し状況

### ☆フードドライブ

各家庭で余っている未使用の食べ物を学校や職場等に持ち寄り、まとめて地域の福祉施設・団体等に寄付する活動のこと。

主な取組み	内 容	取組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減 効果が期待される 部門
		市民	事業者	市	
ごみの分別排出の徹底	市は、資源リサイクルマニュアルで定めたごみの排出方法の周知に努め、市民・事業者は継続して、適切にごみの分別排出に努めます。	○	○	○	廃棄物
減量化及び資源化の一層の推進	市民・事業者は、水切りや食べきりによる生ごみの一層の減量化を図るとともに、市は、マテリアルリサイクル <sup>☆</sup> など、質の高いリサイクルにより持続可能な資源利用を目指します。	○	○	○	家庭 業務 廃棄物
消費スタイル転換に向けた普及啓発及び実践	市は、食品販売におけるトレイ等の削減につながる「量り売り」や、シェアリング（フリーマーケット等）といった新たな消費スタイルについて、普及啓発を図り、市民・事業者は新たなスタイルを実践します。	○	○	○	家庭 業務 廃棄物
未利用食品の有効活用に向けた取組み拡大	市は、フードドライブ等に取り組む団体と連携して食品ロスの削減対策を進め、市民・事業者は、自主的な行動及び連携した取組みを拡大していきます。	○	○	○	家庭 業務 廃棄物

## キーワード

### 3Rとは？

ごみを減らすための R で始まる 3つの行動のうち、リデュースとはごみの発生を少なくすることであり、丈夫な服を買って長く着たり、詰替え用洗剤を使う行動等が該当します。

次に、リユースとはモノを繰り返し長く使うことで、ごみを減らすということであり、リサイクルショップ等で中古品を買ったり、何回も使えるリターナブルびんを使う行動等が該当します。

最後に、リサイクルとはごみを再び原材料に戻したり、エネルギーとして有効に活用したりすることであり、びん、紙、ペットボトル等はリサイクルしやすい材料として知られています。

最近では、ごみを減らすための行動として、3Rに Refuse（リフューズ）、Repair（リペア）という 2つの R で始まる行動を加えた 5R というものも注目を集めてきています。

リフューズとはごみの元になるものを買ったり貰ったりしないことで、ごみを減らすということであり、エコバックを活用してレジ袋をもらわない、マイカップを使用して使い捨て容器をもらわない等の行動が該当します。

また、リペアとはモノが壊れた時に修理して、できる限り長く使うことであり、服、革靴等は修理も簡単で長く手元に置いたり、古くなった家具をリメイクする行動等が該当します。

☆マテリアルリサイクル

廃棄物を新たな製品の原料として再利用するリサイクルのこと。

## 施策5 グリーンインフラの活用



市域の樹林地、田畑などのみどりは、都市化や相続に伴う土地の売却等の要因により、年々減少しています。

公園を含めたみどりの適正な管理は、二酸化炭素の削減・吸収だけでなく、大気の浄化や豊かな生物相を維持するために必要不可欠なものであるため、既存のみどりを保全するとともに、新たなみどりの創出に取り組んでいく必要があります。

また、市民や事業者の活動等に伴い発生する二酸化炭素の排出量がゼロになることは困難であることから、市民・事業者・市が連携し、削減が困難な部分の排出量について、森林整備など、排出吸収に資する活動を行うことにより埋め合わせる、いわゆるカーボン・オフセットの取組みを開始することが重要です。

さらに、市内に散在する公園、緑地、及び、春にチューリップで彩られる水田等が適正に管理されることにより、市民が、それら公園等を散策するために、環境配慮行動の一つである「歩く」ことに対する関心が高まることが期待されます。

重点事業 森林整備の推進		取組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減効果が期待される部門
		市民	事業者	市	
目的	カーボン・オフセット事業の実施により、市民や事業者の活動等に伴い発生する二酸化炭素の排出量を認識することで削減可能な分野を特定することが可能となり、排出削減を行う意欲を高めることが期待されます。	○	○	○	全般
概要	市民・事業者は、緑地や森林において定期的に手入れ等の管理を実施します。 市は、市民や事業者等が管理活動を実施する緑地や森林の確保に努めるとともに、管理活動の支援を行います。				

主な取組み	内 容	取組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減 効果が期待される 部門
		市民	事業者	市	
今あるみどりの 保全	市は、さまざまなボランティア団体等と連携しながら、崖線緑地、保存樹林地、生産緑地等、既存のみどりの維持、保全に努めていきます。	○	○	○	全般
新たなみどりの 創出	市民・事業者は、建築物等の新築や建替えの機会等を捉えて、敷地内の樹木や生垣緑化等に加え、屋上緑化・壁面緑化を推進し、市は助成を行います。	○	○	○	産業 家庭 業務
グリーンカーテンの 設置推進	市民・事業者・市は、つる性の植物により、太陽からの熱を遮断し、節電にも役立つグリーンカーテンの設置を推進します。また、持ち運び可能な、簡易のグリーンカーテンを市内のイベント等で活用することにより、普及促進に努めます。	○	○	○	家庭 業務
地産地消の推進	市民・事業者・市は、地元で栽培された農産物や多摩産材等の消費・利用を推進します。	○	○	○	産業 家庭 業務

## キーワード

### グリーンインフラとは？

自然の持つ多様な機能を活用したインフラや土地利用を推進する概念のことであり、環境保全に留まらず、防災・減災や地域振興といった要素の重なる部分を、自然の機能を活用したインフラであるグリーンインフラが担います。

一般的に、グリーンインフラの持つ効果としては、生物多様性保全（生き物の生息・生育空間の提供等）、気候変動の緩和（地球温暖化の緩和等）、防災・減災（浸水対策等）等が挙げられます。

## キーワード

### カーボン・オフセットとは？

日常生活や経済活動において避けることのできない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方です。

削減活動には、植林や森林保護、クリーンエネルギー事業（排出権購入）等があります。

イギリスを始めとした欧州、米国、豪州等での取組みが活発であり、国内でも民間での取組みが広がっています。

### グリーンカーテンで地球温暖化対策

アサガオやゴーヤ、パッションフルーツなどのつる性の植物で緑のカーテンを作ると、夏の日差しをさえぎることができ、節電にも役立ちます。晴れた日には室内の床の温度が 6℃程度下がり、建物の蓄熱も抑えるため、表面温度は窓で 4℃、壁で 10℃程度も下げる効果があるとの報告もあります。また、植物は葉から水蒸気を出すため、周囲の温度を下げる効果もあります。



市内小学校のパッションフルーツの生育状況

## 施策6 環境配慮行動の実践



市では、再生可能エネルギー等の設備導入や、建築物の省エネルギー改修等の費用の一部を助成する創省エネルギー化助成制度に取り組むとともに、コミュニティバス「はむらん」に乗ったり、歩く等の地球環境に配慮した行動を実施した市民にポイントを付与するエコアクションポイント制度を実施しています。

このような地球環境に配慮した行動等について引き続き支援していくとともに、羽村×八丈エコ教室や水辺観察会等のイベントや、小中学校における環境学習等も継続して実施することにより、市民・事業者への啓発を推進します。

また、羽村×八丈エコ教室の環境学習に参加した市民等に対して、市は継続して環境学習の機会を提供し、次世代の環境保全をリードしていく人材として育成することが必要です。

重点事業 創省エネルギー化助成制度の普及促進		取組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減効果が期待される部門
		市民	事業者	市	
目的	市域の再生可能エネルギーの創出やエネルギー使用の合理化を促進し、環境負荷の少ない地域社会の実現を目指します。	○	○	○	産業 家庭 業務 運輸
概要	市は、太陽光発電、蓄電池、電気自動車等の再生可能エネルギーに関連する設備や、建築物の窓や外壁の断熱改修等の普及促進を行い、市民・事業者は、それら設備の導入や改修等を実施することにより、地球環境に配慮した行動等に取り組めます。				



羽村×八丈エコ教室の活動状況

重点事業 エコアクションポイント制度の普及促進		取組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減 効果が期待される 部門
		市民	事業者	市	
目的	市民が、日常生活の移動・消費に関する行動パターン等を見直すことにより、地球環境に配慮した行動につながることを期待されます。	○		○	家庭 業務 運輸
概要	市は、「歩く」、「はむらんに乗る」、「光熱水費の削減」、「農産物直売所での購入」、「環境学習への参加」の5つの項目を実践した方にポイントを付与する「エコアクションポイント」の普及促進を行い、市民は環境配慮行動に努めます。				

主な取組み	内 容	取組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減 効果が期待される 部門
		市民	事業者	市	
環境学習の推進	市は、環境講演会、環境関連イベント、小中学校の環境関連授業において、地球温暖化が市民生活・事業活動に及ぼす影響等について周知するとともに、啓発活動に努めます。市民・事業者は、様々な環境学習を通して、地球温暖化の現状及び対策の必要性等について理解を深めます。	○	○	○	産業 家庭 業務 運輸



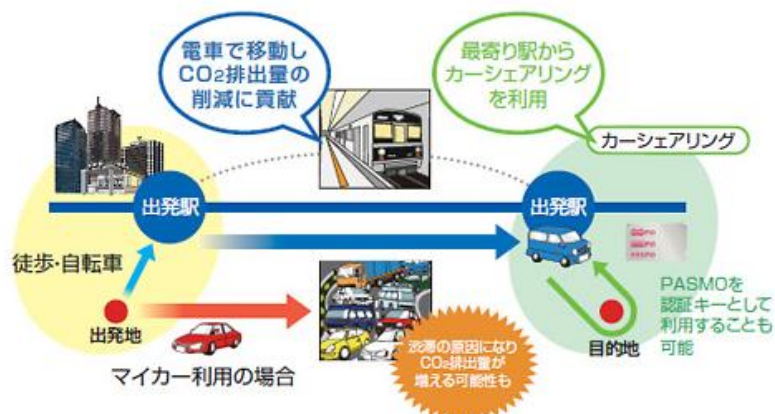
水辺観察会の状況

## 施策7 モノや空間の共有による環境負荷の低減



シェアリング・エコノミーは市民・事業者にとって経済活動の新たな選択肢が増え、消費生活や事業活動を豊かにするとともに、モノや空間等の資源の効率的な活用による資源投入量や廃棄物発生量の削減、移動手段や空間の共有等による二酸化炭素排出量の削減といった環境面の効果が期待できます。

主な取組み	内 容	取組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減効果が期待される部門
		市民	事業者	市	
移動手段の共有	市は、ゼロエミッションビークルや自転車のシェアリング事業の実施に向けて、市民・事業者と連携した取組みについて調査・検討を行います。	○	○	○	運輸 廃棄物
モノの共有	市民・事業者は、スマートフォンのアプリ等を用いて、不要なモノの交換を行う「フリマアプリ」を活用することにより、場所を問わず不特定多数の個人間で資源の再利用を行います。	○	○		家庭 業務 廃棄物
空間の共有	市民は、真夏の日中等、エアコン等の使用により非常に多くの電気を消費している時間帯では、家庭において複数の部屋を使用することを避け、1部屋に集まることにより、電気消費量を抑えます。事業者は、テレワークの推進により、移動に伴う二酸化炭素排出量の削減や、オフィスにおける電力使用量の削減に努めます。	○	○		家庭 業務



カーシェアリングと公共交通の組合せ

出典：環境省公式サイト

## 施策8 再生可能エネルギーの使用を主体とした設備稼働の推進



二酸化炭素排出の削減目標を達成するためには、市が率先して取り組みを進めていくことが重要です。

特に、公共施設における省エネ対策や再エネ設備の導入、再エネ電力の調達等への取り組みを加速するとともに、職員一人一人が高い意識を持ち環境配慮行動を実践していきます。

重点事業 公共施設における再生可能エネルギー設備の導入		取り組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減効果が期待される部門
		市民	事業者	市	
目的	公共施設において、積極的に太陽光発電や蓄電池を導入することにより、平常時における二酸化炭素排出量の大幅な削減効果が期待できるとともに、災害時に避難所となる施設においては自立電源として円滑な避難所運営に寄与することが期待されます。			○	—
概要	市内の公共施設において再生可能エネルギー設備の導入を促進します。特に、消費電力量の多い小中学校施設において、時間帯別の電気消費量や太陽光発電量について調査し、電力事業者からの購入電力量の低減に資する太陽光発電システムの整備に努めます。				



市役所庁舎屋上の太陽光パネル

主な取組み	内 容	取組みの主体			CO <sub>2</sub> 削減 効果が期待される 部門
		市民	事業者	市	
省エネルギー性能の高い設備、機器の導入促進	大規模改修を実施する公共施設等においては、空調設備等について、ゼロエミッションビルの基準を考慮した省エネ機器の導入に努めます。 また、街路灯のLED化も促進します。			○	—
ゼロエミッションビークルの導入促進	庁用自動車におけるゼロエミッションビークルへの買換えを計画的に実施します。			○	—
小売電気事業者の再生可能エネルギーの利用促進	再生可能エネルギー設備が導入されていない公共施設で消費する電力について、再エネ割合の高い電力を調達していきます。また、電力調達に当たっては市域におけるエネルギーの地産地消についても検討を行います。			○	—



市が所有する燃料電池自動車

## 第6章 推進体制と進捗管理

### 1 推進体制

地球温暖化対策の推進においては、市民、事業者及び市が、それぞれの役割を踏まえ、取り組みを推進していく必要があります。

取り組みを進めるための体制として、以下の組織を位置づけます。

#### その1

#### 環境審議会

環境審議会は、「羽村市環境基本条例」に基づき設置された組織で、市長の附属機関であり、公募市民や事業者、学識経験者、行政機関から推薦された者によって構成されています。

<役割>

- ・本計画の策定や見直しについて審議する。
- ・施策を展開するうえで、必要があると認めるときは、市長に意見を述べる。
- ・本計画における進捗状況について総合的な観点から評価を行う。

#### その2

#### 庁内組織 地球温暖化対策等推進委員会

地球温暖化対策等推進委員会は、市としての視点からの市域の温暖化対策の推進、市の事務事業における温暖化対策の推進・点検等を行う庁内の組織です。

<役割>

- ・本計画を含む、市の環境対策全般に係る各所管の施策の調整・推進を図るとともに、環境基本条例に基づく全ての環境対策に関する計画の進捗状況の管理及び点検、評価等を行う。

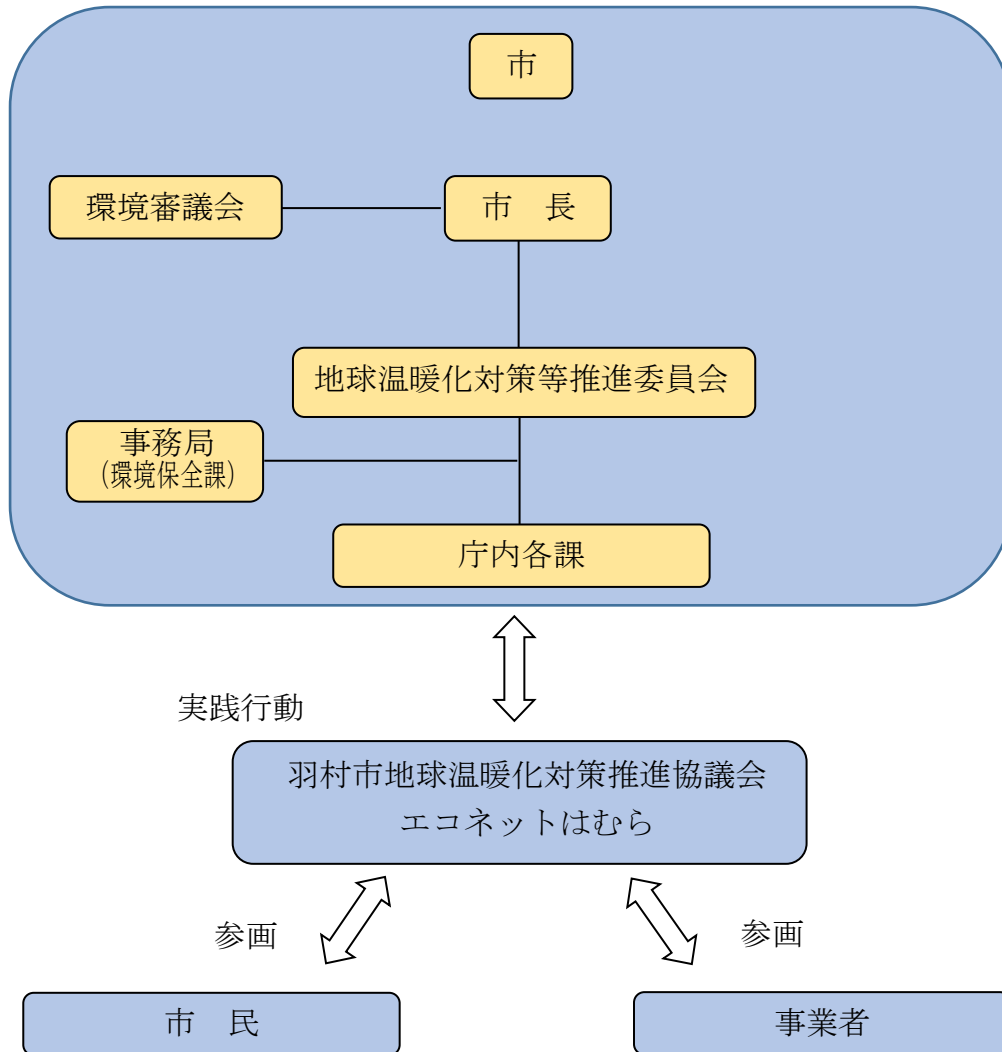
#### その3

#### 地球温暖化対策推進協議会エコネットはむら

「地球温暖化対策推進協議会エコネットはむら」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第40条第1項の規定に基づき、市民、事業者、市などの多様な主体により構成される組織です。

活動は、環境基本条例に基づく全ての環境対策に関する計画の内容の実践行動となっています。

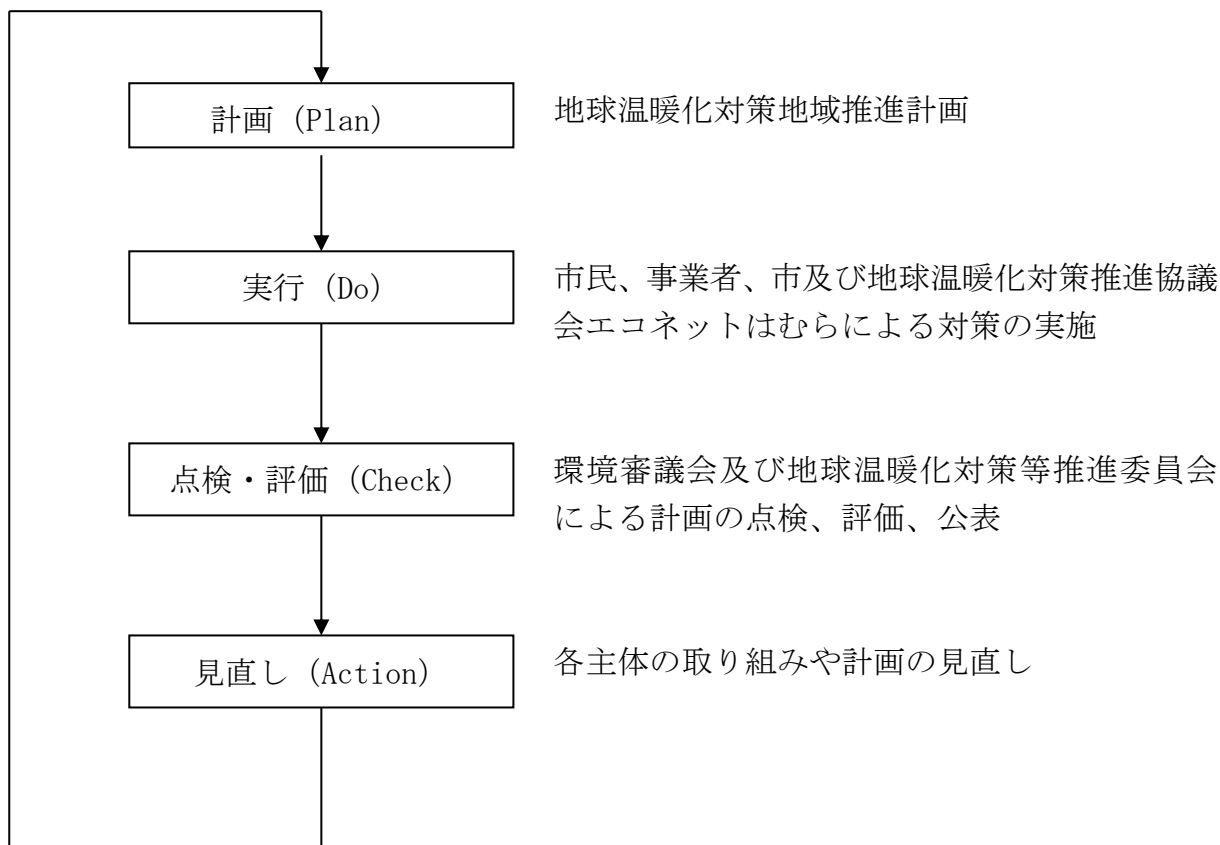
# 地球温暖化対策推進体制



## 2 進捗管理

本計画における施策の推進、進捗状況の把握は、PDCA サイクルに基づき行い、中間の見直し年度は、令和 8（2026）年度とし、本計画の最終年度の令和 13（2031）年度には計画全体の進捗度合いの評価と検証を行います。

また、市の地域環境等の著しい変化が起きた際には、上記の見直し年度等に限らず、必要に応じて随時、計画の点検、見直しを行うこととします。



## 資料編

- 資料1 将来推計について
- 資料2 削減効果について
- 資料3 計画策定（改訂）の経緯

## 資料 1 将来推計について

第3章、「(4) 二酸化炭素排出量の将来推計」における各分野の推計値については、以下の方式により算定しています。

### (1) 製造業分野

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{製造品出荷額} \times \text{製造品出荷額当たりエネルギー消費量} \\ \times \text{エネルギー消費量当たり二酸化炭素排出量}$$

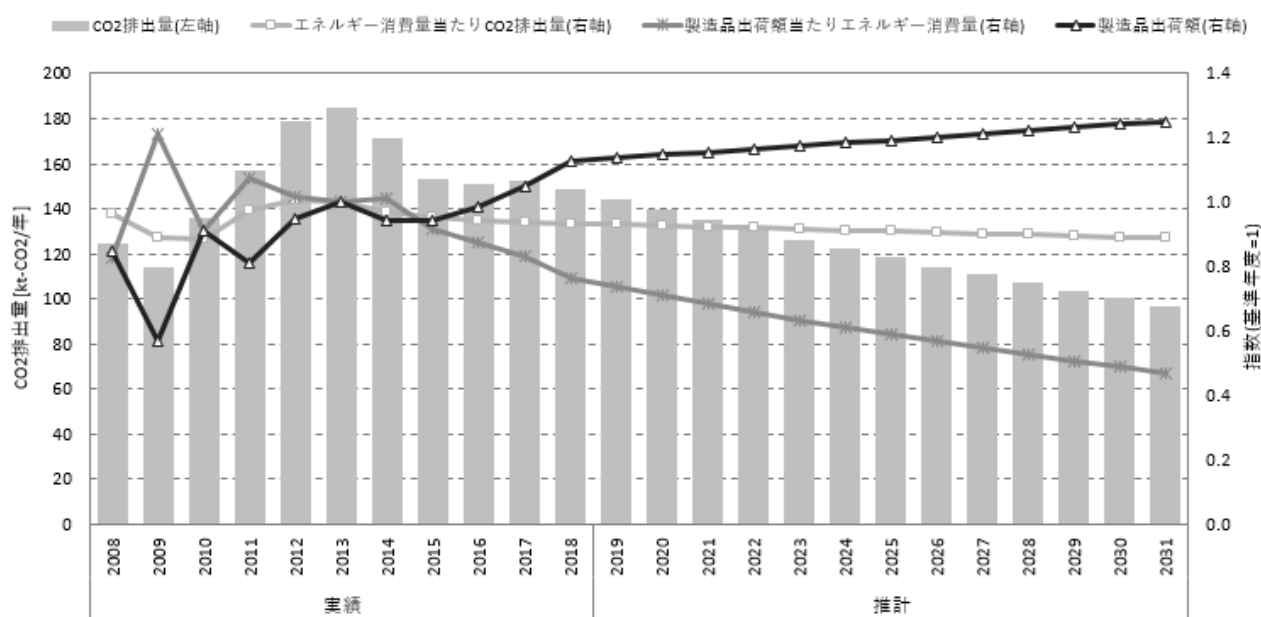
二酸化炭素排出量の減少割合が低下した 2015 年度から 2018 年度までの間において、製造品出荷額当たりエネルギー消費量及びエネルギー消費量当たり二酸化炭素排出量について年平均変化率を計算し、その変化率が 2018 年度以降一定であると仮定して二酸化炭素排出量を推計しました。

$$\text{製造品出荷額当たりエネルギー消費量の年平均変化率} \\ = (\text{製造品出荷額当たりエネルギー消費量 (2018 年度)} \\ \div \text{製造品出荷額当たりエネルギー消費量 (2015 年度)})^{1/3}$$

$$\text{エネルギー消費量当たり二酸化炭素排出量の年平均変化率} \\ = (\text{エネルギー消費量当たり二酸化炭素排出量 (2018 年度)} \\ \div \text{エネルギー消費量当たり二酸化炭素排出量 (2015 年度)})^{1/3}$$

また、製造品出荷額の年変化率は、内閣府が作成した経済財政諮問会議資料における 2019～2030 年までの実質 GDP 成長率の平均値 (+0.8%) としました。

以上の計算方法等により、2019 年度以降の二酸化炭素排出量の推計値を以下のグラフに示します。



## (2) 家庭部門

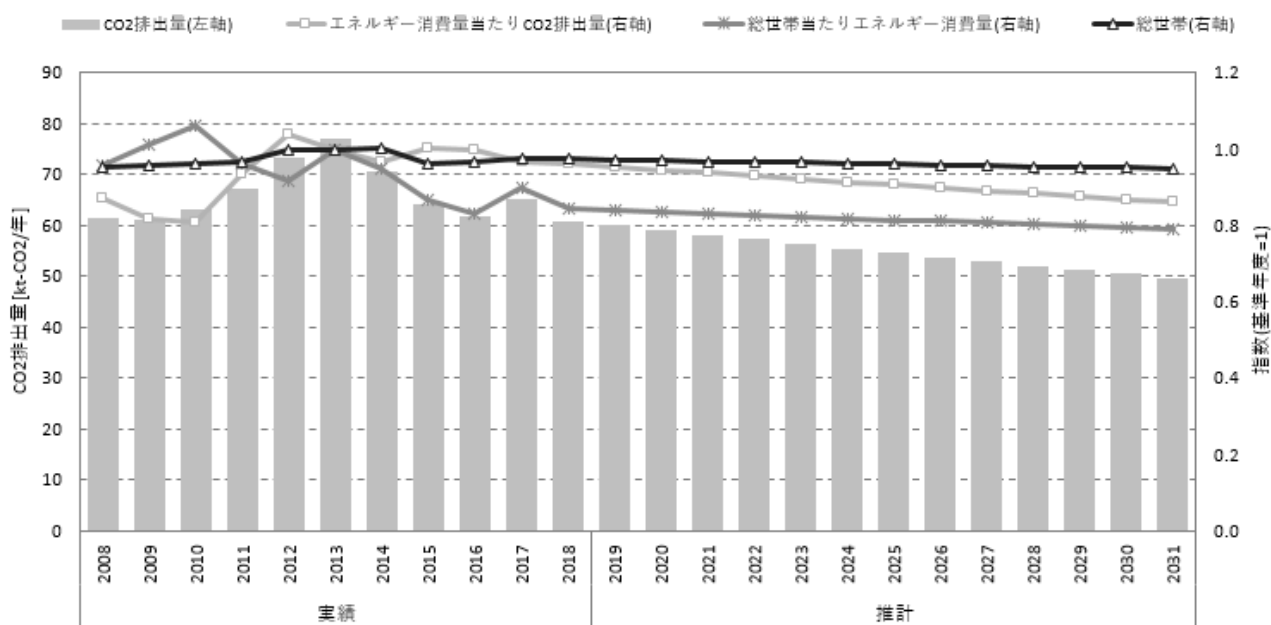
$$\begin{aligned} \text{二酸化炭素排出量} &= \text{世帯数} \times \text{世帯当たりエネルギー消費量} \\ &\quad \times \text{エネルギー消費量当たり二酸化炭素排出量} \end{aligned}$$

2015年度から2018年度までの間において、世帯当たりエネルギー消費量及びエネルギー消費量当たり二酸化炭素排出量について、年平均変化率を計算し、その変化率が2018年度以降一定であると仮定して二酸化炭素排出量を推計しました。

推計にあたり、世帯当たりエネルギー消費量及びエネルギー消費量当たり二酸化炭素排出量の年平均変化率は、製造業分野と同様の計算方法で算出しました。

また、世帯数の年変化率は、第六次羽村市長期総合計画の人口推計から算出した世帯数の変化率（-0.2%）としました。

以上の計算方法等により、2019年度以降の二酸化炭素排出量の推計値を以下のグラフに示します。



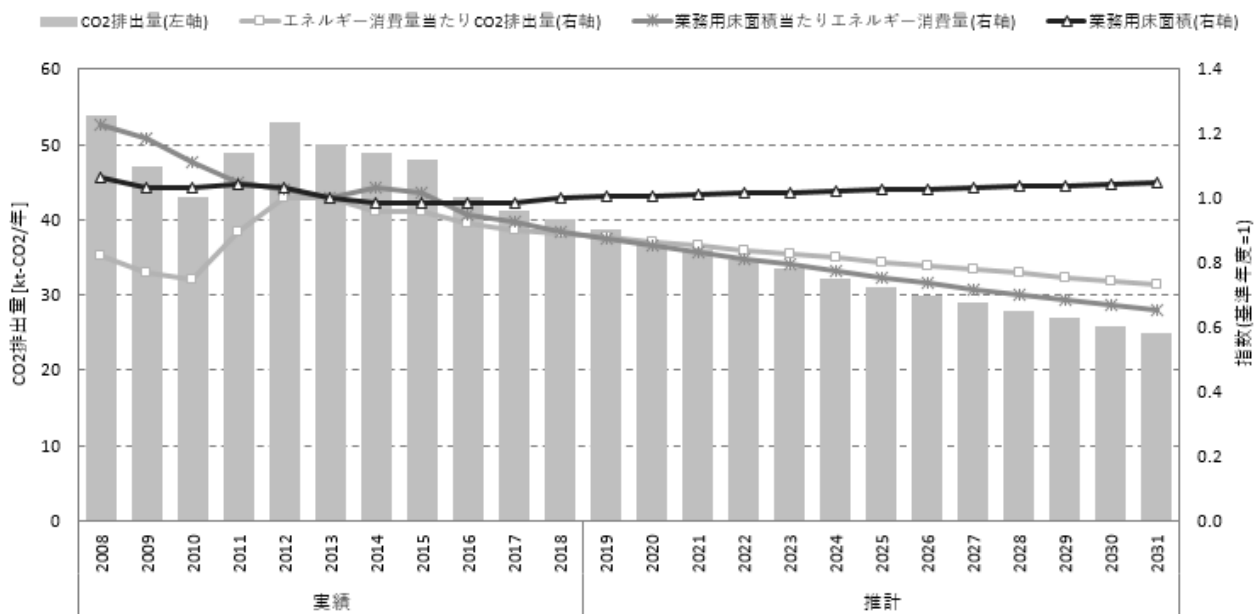
### (3) 業務部門

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{業務用床面積} \times \text{業務用床面積当たりエネルギー消費量} \\ \times \text{エネルギー消費量当たり二酸化炭素排出量}$$

2015年度から2018年度までの間において、業務用床面積、業務用床面積当たりエネルギー消費量及びエネルギー消費量当たり二酸化炭素排出量について年平均変化率を計算し、その変化率が2018年度以降一定であると仮定して二酸化炭素排出量を推計しました。

推計にあたり、業務用床面積、業務用床面積当たりエネルギー消費量及びエネルギー消費量当たり二酸化炭素排出量の年平均変化率は、製造業分野と同様の計算方法で算出しました。

以上の計算方法等により、2019年度以降の二酸化炭素排出量の推計値を以下のグラフに示します。



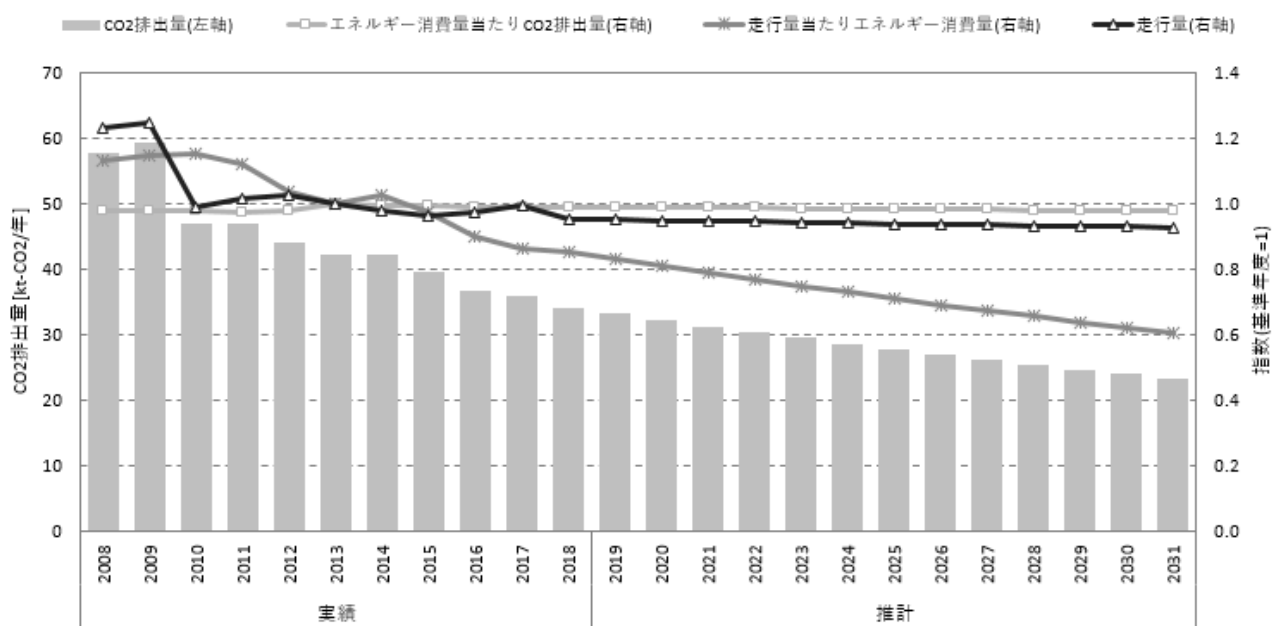
#### (4) 自動車分野

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{走行量} \times \text{走行量当たりエネルギー消費量} \\ \times \text{エネルギー消費量当たり二酸化炭素排出量}$$

2015年度から2018年度までの間において、走行量、走行量当たりエネルギー消費量及びエネルギー消費量当たり二酸化炭素排出量について年平均変化率を計算し、その変化率が2018年度以降一定であると仮定して二酸化炭素排出量を推計しました。

推計にあたり、走行量、走行量当たりエネルギー消費量及びエネルギー消費量当たり二酸化炭素排出量の年平均変化率は、製造業分野と同様の計算方法で算出しました。

以上の計算方法等により、2019年度以降の二酸化炭素排出量の推計値を以下のグラフに示します。



#### (5) 建設業分野他3部門・分野について

建設業分野、農業分野、鉄道分野、廃棄物部門における推計値については、過去10年間の平均値を将来推計値としており、各年度における実績値、及び、その平均値については以下の表のとおりです。

(kt-CO<sub>2</sub>)

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	平均
建設業分野	4	7	4	4	3	3	2	2	4	5	4
農業分野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鉄道分野	3	3	3	4	4	3	3	3	3	3	3
廃棄物部門	5	4	5	5	5	5	5	8	7	7	6

## 資料2 削減効果について

第4章で説明した、製造業分野・家庭部門・業務部門・自動車分野における新たな対策による削減効果の算出方法については以下のとおりです。

### (1) 製造業分野

工場・事業所を対象とした、経済産業省が実施している補助金（先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金）による省エネ効果は、2018年度までの実績によると、9,060事業で219万kℓ（原油換算）の削減であり、1事業当たり約200kℓの効果となります。

事業者が毎年1件ずつ当該補助金を活用して省エネ対策を実施した場合は、2031年度までに、以下の計算式により、約5kt-CO<sub>2</sub>を削減するものとします。

$$\begin{aligned} \text{二酸化炭素削減量} &= 9 \text{ 件} \times 200 \text{ k}\ell \\ &\quad \times 2.62 \text{ t-CO}_2 \text{ (単位量当たり二酸化炭素換算係数)} \\ &= 4,716 \text{ t-CO}_2 \quad \approx \quad \text{約 } 5 \text{ kt-CO}_2 \end{aligned}$$

### (2) 家庭部門

環境省が情報提供している「自治体排出量カルテ」によると、2018年度における市内の再生可能エネルギーによる発電量は、10kw未満規模の合計が4,036Mwhとなっています。

10kw未満規模の再生可能エネルギー発電が家庭部門とし、2031年度までに同規模の発電量を再生可能エネルギーにより確保したとすると、2018年度における再生可能エネルギー以外の発電量4,036Mwhによる二酸化炭素排出量が削減することになります。

このことから、以下の計算により、約2kt-CO<sub>2</sub>を削減するものとします。

$$\begin{aligned} \text{二酸化炭素削減量} &= 4,036 \text{ Mwh} \times 0.464 \text{ t-CO}_2/\text{Mwh} \text{ (都内の二酸化炭素排出係数)} \\ &= 1,872 \text{ t-CO}_2 \quad \approx \quad \text{約 } 2 \text{ kt-CO}_2 \end{aligned}$$

### (3) 業務部門

業務部門の中の1事業所である羽村市役所が、2018年度に排出した二酸化炭素排出量は約6.4kt-CO<sub>2</sub>です。

公共施設における再生可能エネルギーの調達割合を増加させること等により、2031年度までに二酸化炭素排出量の50%以上を削減することから、6.4kt-CO<sub>2</sub>の半分の約3kt-CO<sub>2</sub>を削減するものとします。

### (4) 自動車分野

コミュニティバスはむらんの中で、ディーゼルバス3台を電気バスに転換し、使用電力を再生可能エネルギー由来のものとします。

この取組みにより、①ディーゼルからの電動化、及び、②電気バスはむらんの乗客のモーダルシフトによる二酸化炭素排出量の削減が可能となります。

具体的には、①の取組みについては、以下の算出方法によります。

$$\begin{aligned}\text{二酸化炭素削減量} &= 48,000\text{l} \text{ (ディーゼル車両の年平均軽油使用量)} \\ &\times 0.003\text{t-CO}_2 \text{ (軽油 1\text{l} の CO}_2 \text{ 排出量)} \\ &= 144\text{t-CO}_2\end{aligned}$$

次に、②の取組みについては、以下の算出方法によります。

$$\begin{aligned}\text{二酸化炭素削減量} &= 190,000 \text{ 人 (2018 年度のディーゼル車両の乗客数)} \\ &\times 0.002\text{t-CO}_2 \text{ (1 人当たりガソリン車 6km の使用控え)} \\ &= 380\text{t-CO}_2\end{aligned}$$

①と②の取組みによる削減量は、144t-CO<sub>2</sub> と 380t-CO<sub>2</sub> を合わせ、約 1kt-CO<sub>2</sub> とします。

### 資料3 計画策定（改訂）の経緯

#### 1. 羽村市環境審議会

##### 第10期羽村市環境審議会委員名簿

役職	氏名	選出区分	備考
会長	福嶋 司	知識経験者	東京農工大学名誉教授
副会長	大崎 玄	公募市民	
委員	谷口 宏乃	公募市民	
委員	金子 義行	公募市民	
委員	松崎 博満	公募市民	
委員	斉藤 興治	公募市民	
委員	山下 敬一	事業者代表	武陽液化ガス株式会社代表取締役社長
委員	加藤 康一	事業者代表	日野自動車株式会社羽村工場工務部安全環境 グループセクションリーダー 令和4年1月31日まで
委員	和栗 宝師	事業者代表	日野自動車株式会社羽村工場工務部安全環境 グループ主幹 令和4年2月1日から
委員	西谷 隆亘	知識経験者	法政大学名誉教授
委員	名取 雄太	関係行政機関	東京都環境局多摩環境事務所環境改善課長

## 審議会検討内容

開催日	主な内容
令和3年3月23日	羽村市地球温暖化対策地域推進計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定スケジュールについて</li> <li>・ 市域の二酸化炭素排出量の現状について</li> <li>・ ゼロエミッション東京戦略を踏まえた今後の二酸化炭素排出量目標値の設定について</li> <li>・ 地球温暖化対策の取組みについて</li> </ul>
令和3年10月12日	羽村市地球温暖化対策地域推進計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定スケジュールについて</li> <li>・ 二酸化炭素排出量の現状及び将来予測について</li> <li>・ 二酸化炭素排出量の削減目標について</li> <li>・ 地球温暖化対策にかかる施策の内容について</li> </ul>
令和3年12月2日	地球温暖化対策における施策の内容について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の策定にあたり踏まえるべき視点について</li> <li>・ 羽村市の特徴及び課題点の整理について</li> <li>・ 今後の施策の方向性について</li> </ul>
令和4年1月17日	羽村市地球温暖化対策地域推進計画（素案）について
令和4年2月4日	羽村市地球温暖化対策地域推進計画（案）について

## 2. 羽村市地球温暖化対策等推進委員会

### 羽村市地球温暖化対策等推進委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等	備 考
委員長	井上 雅彦 / 小林 宏子	副市長	
副委員長	桜沢 修	教育長	
委員	伊藤 文隆	議会事務局長	
委員	高橋 誠	企画総務部長	
委員	橋本 昌	財務部長	
委員	羽村 典洋	市民生活部長	
委員	櫛島 孝文	産業環境部長	
委員	野村 由紀子	福祉健康部長	
委員	諸星 進	子ども家庭部長	
委員	山本 和晃	都市建設部長	
委員	石川 直人	区画整理部長	
委員	島田 由則	上下水道部長	
委員	島田 裕樹	会計管理者	
委員	森谷 誠	生涯学習部長	
委員	佐藤 晴美	生涯学習部参事	

## 委員会検討内容

開催日	主な内容
令和3年7月21日	羽村市地球温暖化対策地域推進計画の策定について ・ 策定スケジュールについて ・ 二酸化炭素排出量の現状及び将来予測について
令和3年10月4日	羽村市地球温暖化対策地域推進計画の目標値について ・ 二酸化炭素排出量の将来予測について ・ 今後の施策（案）等の実施により見込まれる二酸化炭素排出量削減効果について
令和3年11月19日	地球温暖化対策にかかる施策の内容について ・ 羽村市域における地球温暖化対策の施策について ・ 羽村市の特徴及び現時点での施策の内容について ・ 今後の施策の方向性について
令和4年1月7日	羽村市地球温暖化対策地域推進計画（素案）について
令和4年1月28日	羽村市地球温暖化対策地域推進計画（案）について

## 羽村市地球温暖化対策地域推進計画

令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度

発行日 令和 4（2022）年 3 月発行

発行 羽村市

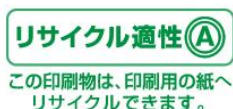
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1

電話 042 - 555 - 1111（代表）

編集 産業環境部環境保全課

羽村市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp/>

表紙



中紙



# 羽村市地球温暖化対策地域推進計画 令和4年度－令和13年度

*Hamura City Regional Promotion Plans for Global Warming countermeasure*  
**2022**  **2031**

この本は、地球の環境にやさしい紙【表紙は国内の桜の木の間伐材30%と古紙70%（グリーン購入法総合評価値90）、本文の中紙は古紙パルプ100%（グリーン購入法総合評価値80）】を用いて、地球の環境にやさしい印刷及び製本方法により作成しました。